

0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15

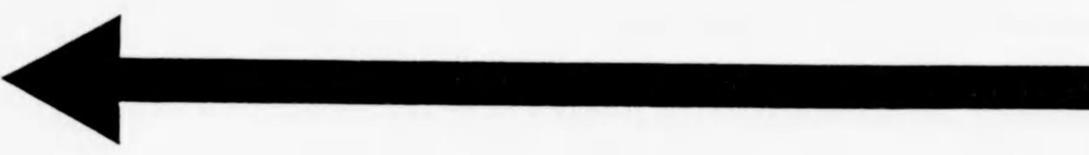
特254
700

昭和十七年十一月

水產物統制法令集

北海道漁業組合聯合會
北海道水產製品工業組合聯合會
北海道水產製品元賣組合
北海道鮮魚介配給統制協會
北海道水產會

始



特254
700

目次

第一章 總則

- 一、國家總動員法抜萃……………一
- 一、物資統制令……………三

第二章 鮮魚介

- 一、鮮魚介配給統制規則……………六
- 一、農林省鮮魚介ノ陸揚地ノ届出ヲ爲スコトヲ要セザル場合指定告示……………八
- 一、農林省鮮魚介陸揚地及當該陸揚地ニ付テノ集荷場指定告示……………九
- 一、北海道鮮魚介配給統制規則……………一〇
- 一、北海道陸揚地出荷地及消費地指定告示……………一二
- 一、北海道陸揚地出荷地及消費地指定ニ關スル通牒……………一四
- 一、鮮魚介配給統制要綱……………一五
- 一、出荷及配給計畫鮮魚介類別表……………二〇

第三章 水産物(水産製品)

- 一、水産物配給統制規則……………二一
- 一、水産物配給統制規則(農林省令)ニ依ル水産物指定告示……………二二
- 一、昆布柔魚製品配給統制要綱(案)……………二三
- 一、北海道水産物配給統制規則……………二四
- 一、北海道水産物配給統制規則ニ依ル水産物指定告示……………二六
- 一、北海道水産物配給統制規則ニ依ル移入水産物指定告示……………二七
- 一、北海道水産物配給統制規則ニ依ル組合及機關指定告示……………二九
- 一、北海道水産物配給統制規則ニ依ル漁業會社指定告示……………三〇
- 一、北海道水産物配給統制規則施行ニ依ル製品ノ取扱ニ關スル通牒……………三一
- 一、鯉節類配給統制ニ關スル通牒……………三二
- 一、北海道水産物躰化場ニ於テ捕獲セル鮭鱒親魚取扱ニ關スル通牒……………三三
- 一、水産物配給統制要綱……………三四
- 一、水産物加工關係團體機構整備ニ關スル通牒……………四一



第四章 油 肥

- 一、動物油脂配給統制規則……………四二
- 一、動物油脂配給統制規則ニ依ル指定告示……………四四
- 一、水産動物質肥料ノ賣渡ニ關スル件……………四四
- 一、農林省令第七十七號ニ依ル水産動物質肥料ノ指定告示……………四五
- 一、農林省令第七十七號ニ依ル水産動物質肥料ノ販賣ヲ爲ス者ノ指定告示……………四六
- 一、食料向鹽製品取扱ニ關スル通牒……………四七

第五章 雜 海 藻

- 一、北海道雜海藻及海藻灰出荷統制規則……………四八
- 一、北海道雜海藻出荷統制規則ニ依ル指定告示……………四九
- 一、北海道雜海藻需給調整協議會規程……………五〇
- 一、出荷統制雜海藻名稱ニ關スル通牒……………五一
- 一、北海道雜海藻及海藻灰出荷統制取扱方針ニ關スル通牒……………五二

第六章 其ノ他

- 一、沖合漁業統制ニ關スル通牒……………五五

(備考) 本文中見出し上方ニ●印アルハ廳令以上ノ法令、○ハ告示、○印ハ通牒タルコトヲ示スモノナリ

第一章 總 則

●國家總動員法抜萃

(昭和十三年三月三十一日法律第五十五號
昭和十四年四月一日法律第六十八號改正
昭和十六年三月一日法律第十九號改正)

- 第一條 本法ニ於テ國家總動員トハ戰時(戰爭ニ準ズベキ事變ノ場合ヲ含ム以下之ニ同ジ)ニ際シ國防目的達成ノ爲國ノ全力ヲ最も有效ニ發揮セシムル權人的及物的資源ヲ統制運用スルヲ謂フ
- 第二條 本法ニ於テ總動員物資トハ左ニ掲グルモノヲ謂フ
- 一 兵器、艦艇、彈藥其ノ他ノ軍用物資
 - 二 國家總動員上必要ナル被服、食糧、飲料及飼料
 - 三 國家總動員上必要ナル醫藥品、醫療機械器具其ノ他ノ衛生用物資及家畜衛生用物資
 - 四 國家總動員上必要ナル船舶、航空機、車輛、馬其ノ他ノ輸送用物資
 - 五 國家總動員上必要ナル通信用物資
 - 六 國家總動員上必要ナル土木建築用物資及照明用物資
 - 七 國家總動員上必要ナル燃料及電力
 - 八 前各號ニ掲グルモノノ生産、修理、配給又ハ保存ニ要スル原料材料、機械器具、裝置其ノ他ノ物資
 - 九 前各號ニ掲グルモノヲ除クノ外勅令ヲ以テ指定スル國家總動員上必要ナル物資
- 第三條 本法ニ於テ總動員業務トハ左ニ掲グルモノヲ謂フ
- 一 總動員物資ノ生産、修理、配給、輸出入又ハ保管ニ關スル業務

- 二 國家總動員上必要ナル運輸又ハ通信ニ關スル業務
 - 三 國家總動員上必要ナル金融ニ關スル業務
 - 四 國家總動員上必要ナル衛生家畜衛生又ハ救護ニ關スル業務
 - 五 國家總動員上必要ナル教育訓練ニ關スル業務
 - 六 國家總動員上必要ナル試験研究ニ關スル業務
 - 七 國家總動員上必要ナル情報又ハ啓發宣傳ニ關スル業務
 - 八 國家總動員上必要ナル警備ニ關スル業務
 - 九 前各號ニ掲グルモノヲ除クノ外勅令ヲ以テ指定スル國家總動員上必要ナル業務
- 第四條 政府ハ戰時ニ際シ國家總動員上必要アルトキハ勅令ノ定ムル所ニ依リ帝國臣民ヲ徵用シテ總動員業務ニ從事セシムルコトヲ得但シ兵役法ノ適用ヲ妨グズ
- 第五條 政府ハ戰時ニ際シ國家總動員上必要アルトキハ勅令ノ定ムル所ニ依リ帝國臣民及帝國法人其ノ他ノ團體ヲシテ國地方公共團體又ハ政府ノ指定スル者ノ行フ總動員業務ニ付協力セシムルコトヲ得
- 第六條 政府ハ戰時ニ際シ國家總動員上必要アルトキハ勅令ノ定ムル所ニ依リ從業者ノ使用雇入若ハ解雇就職從業者ハ退職又ハ賃金給料其ノ他ノ從業條件ニ付必要ナル命令ヲ爲スコトヲ得
- 第七條 政府ハ戰時ニ際シ國家總動員上必要アルトキハ勅令ノ定ムル所ニ依リ労働爭議ノ豫防若ハ解決ニ關シ必要ナル命令ヲ爲シ又ハ作業所ノ閉鎖、作業若ハ勞務ノ中止其ノ他ノ労働爭議ニ關スル行爲ノ制限若ハ禁止ヲ爲スコトヲ得
- 第八條 政府ハ戰時ニ際シ國家總動員上必要アルトキハ勅令ノ定ムル所ニ依リ物資ノ生産、修理、配給、讓渡其ノ他ノ處分、使用、消費、所

持及移動ニ關シ必要ナル命令ヲ爲スコトヲ得

第九條 政府ハ戰時ニ際シ國家總動員上必要アルトキハ勅令ノ定ムル所ニ依リ輸出若ハ輸入ノ制限若ハ禁止ヲ爲シ、輸出若ハ輸入ヲ命ジ輸出税若ハ輸入税ヲ課シ又ハ輸出税若ハ輸入税ヲ增加若ハ減免スルコトヲ得(自第十一條至第十五條省略)

第十六條 政府ハ戰時ニ際シ國家總動員上必要アルトキハ勅令ノ定ムル所ニ依リ事業ニ屬スル設備ノ新設、擴張若ハ改良ヲ制限若ハ禁止シ又ハ總動員事業ニ屬スル設備ノ新設、擴張若ハ改良ヲ命ズルコトヲ得
第十六條ノ二 政府ハ戰時ニ際シ國家總動員上必要アルトキハ勅令ノ定ムル所ニ依リ事業ニ屬スル設備又ハ權利ノ讓渡其ノ他ノ處分、出資、使用又ハ移動ニ關シ必要ナル命令ヲ爲スコトヲ得

第十六條ノ三 政府ハ戰時ニ際シ國家總動員上必要アルトキハ勅令ノ定ムル所ニ依リ事業ノ開始、委託、共同經營、讓渡、廢止若ハ休止又ハ法人ノ目的變更合併若ハ解散ニ關シ必要ナル命令ヲ爲スコトヲ得

第十七條 政府ハ戰時ニ際シ國家總動員上必要アルトキハ勅令ノ定ムル所ニ依リ同種若ハ異種ノ事業ノ事業主間ニ於ケル當該事業ニ關スル統制協定ノ設定、變更若ハ廢止ニ付認可ヲ受ケシメ、統制協定ノ設定變更若ハ取消ヲ命ジ又ハ統制協定ノ加盟者若ハ其ノ統制協定ニ加盟セザル事業主ニ對シ其ノ統制協定ニ依ルベキコトヲ命ズルコトヲ得

第十八條 政府ハ戰時ニ際シ國家總動員上必要アルトキハ勅令ノ定ムル所ニ依リ同種又ハ異種ノ事業ノ事業主又ハ其ノ團體ニ對シ當該事業ノ統制又ハ統制ノ爲ニスル經營ノ目的トスル團體又ハ會社ノ設立ヲ命ズルコトヲ得
前項ノ命令ニ依リ設立セララルル團體ハ法人トス

第二十六條 政府ハ國家總動員上必要アルトキハ勅令ノ定ムル所ニ依リ總動員物資ノ生産又ハ修理ヲ業トスル者ニ對シ豫算ノ範圍内ニ於テ一定ノ利益ヲ保證シ又ハ補助金ヲ交付スルコトヲ得此ノ場合ニ於テ政府ハ其ノ者ニ對シ總動員物資ノ生産若ハ修理ヲ爲サシメ又ハ國家總動員上必要ナル設備ヲ爲サシムルコトヲ得

第二十七條 政府ハ命令ノ定ムル所ニ依リ第八條、第十條、第十三條、第十四條若ハ第十六條ノ二ノ規定ニ依ル處分、第九條ノ規定ニ依ル輸出若ハ輸入ノ命令、第十一條ノ規定ニ依ル資金ノ融通、有價證券ノ應募、引受若ハ買入、債務ノ引受若ハ債務ノ保證ノ命令、第十六條ノ規定ニ依ル事業ノ委託、讓渡、廢止若ハ休止若ハ法人ノ目的變更若ハ解散ノ命令ニ因リ生ジタル損失ヲ補償ス但シ第二項ノ場合ハ此ノ限ニ在ラズ總動員業務ヲ行フ者ハ第十條、第十三條第三項又ハ第十四條ノ規定ニ依リ使用、收用又ハ實施ヲ爲ス場合ニ於テハ勅令ノ定ムル所ニ依リ之ニ因リ生ジタル損失ヲ補償スベシ(自第二十八條至第三十條省略)

第三十一條 政府ハ國家總動員上必要アルトキハ勅令ノ定ムル所ニ依リ報告ヲ徴シ又ハ當該官吏ヲシテ必要ナル場所ニ臨檢シ業務ノ狀況若ハ帳簿書類其ノ他ノ物件ヲ検査セシムルコトヲ得
第三十一條ノ二 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ十年以下ノ懲役又ハ五萬圓以下ノ罰金ニ處ス

一 第八條ノ規定ニ依ル命令ニ違反シタル者
二 第十九條ノ規定ニ依ル命令ニ違反シタル者(第三十二條以下省略)

二

第一項ノ規定ニ依リ設立ヲ命ゼラレタル者其ノ設立ヲ爲サザルトキハ政府ハ定款ノ作成其ノ他設立ニ關シ必要ナル處分ヲ爲スコトヲ得
第一項ノ團體成立シタルトキハ政府ハ勅令ノ定ムル所ニ依リ當該團體ノ構成員タル資格ヲ有スル者ヲシテ其ノ團體ノ構成員タラシムルコトヲ得

政府ハ第一項ノ團體ニ對シ其ノ構成員(其ノ構成員ノ構成員ヲ含ム以下之ニ同ジ)ノ事業ニ關スル統制規程ノ設定、變更若ハ廢止ニ付認可ヲ受ケシメ、統制規程ノ設定若ハ變更ヲ命ジ又ハ其ノ構成員若ハ構成員タル資格ヲ有スル者ニ對シ團體ノ統制則程ニ依ルベキコトヲ命ズルコトヲ得

第一項ノ團體又ハ會社ニ關シ必要ナル事項ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム
第十八條ノ二 第十六條ノ二ノ規定ニ依リ設備若ハ權利ノ讓渡若ハ出資ヲ命ジ又ハ第十六條ノ三ノ規定ニ依リ事業ノ讓渡ヲ命ジタル場合ニ於テ讓渡者又ハ出資者ノ負擔スル債務ノ承繼及其ノ擔保ノ處理ニ關シ必要ナル事項ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第十八條ノ三 第十六條ノ二ノ規定ニ依ル設備若ハ權利ノ讓渡若ハ出資第十六條ノ三ノ規定ニ依ル事業ノ讓渡若ハ法人ノ合併又ハ第十八條第一項若ハ第三項ノ規定ニ依リ設立セララルル團體若ハ會社ニ付テハ勅令ノ定ムル所ニ依リ課税標準ノ計算ニ關スル特例ヲ設ケ又ハ租税ノ減免ヲ爲スコトヲ得

第十九條 政府ハ戰時ニ際シ國家總動員上必要アルトキハ勅令ノ定ムル所ニ依リ價格、運送賃、保管料、保險料、賃賃料、加工賃、修繕料其ノ他ノ財産ノ給付ニ關シ必要ナル命令ヲ爲スコトヲ得
(自第二十條至第二十五條省略)

●物資統制令(昭和十六年十二月十五日)勅令第千三百三十號

第一條 國家總動員法(昭和十三年勅令第三百七十七號ニ於テ依ル場合ヲ含ム以下同ジ)第八條ノ規定ニ基テ國民經濟ノ運行又ハ國民生活ノ安定ヲ確保スル爲メ統制ヲ必要トスル物資(以下統制物資ト稱ス)ニ關スル統制及其ノ統制事務ニ付テハ國家總動員法第五條ノ規定ニ基テ協力命令ニ付テハ別ニ定ムルモノヲ除ク外本令ノ定ムル所ニ依ル

第二條 主務大臣ハ統制物資ノ生産(加工ヲ含ム以下同ジ)若ハ修理ヲ業トスル者又ハ此等ノ者ノ團體ニ對シ統制物資ノ生産若ハ修理ニ關シ必要ナル事項ヲ命ジ又ハ制限若ハ禁止ヲ爲スコトヲ得

第三條 主務大臣ハ統制物資ノ生産ヲ業トスル者、販賣其ノ他賣渡ヲ業トスル者、輸出業者、輸入業者若ハ此等ノ者ノ團體又ハ業務ニ關シ若ハ轉賣ノ目的ヲ以テ統制物資ヲ所有スル者ニ對シ讓渡ノ時期、價格、相手方其ノ他必要ナル事項ヲ指定シテ統制物資ノ讓渡ヲ命ズルコトヲ得

主務大臣特ニ必要アリト認ムル場合ニ於テハ前項ニ掲ゲル者以外ノ者ニシテ統制物資ヲ所有スルモノニ對シ又前項ニ同ジ

第四條 主務大臣前條ノ規定ニ依ル命令ヲ爲シタル場合又ハ統制物資ノ所有者知レザル等ノ爲同條ノ規定ニ依ル命令ヲ爲スコト能ハザル場合ニ於テ必要アリト認ムルトキハ權原ニ基キ當該統制物資ヲ占有スル者ニ對シ引渡ノ時期、相手方其ノ他必要ナル事項ヲ指定シテ之ヲ引渡ヲ命ズルコトヲ得

第五條 主務大臣統制物資ノ所有者知レザル等ノ爲第三條ノ規定ニ依ル

三

命令ヲ爲スコト能ハザル場合ニ於テ前條ノ規定ニ依ル命令ヲ爲シタルトキハ當該統制物資ノ引渡ノ相手方ヲシテ其ノ對價ヲ供託セシムベシ此ノ場合ニ於テハ當該統制物資ノ引渡ノ相手方其ノ供託ヲ爲シタル時當該統制物資ノ讓渡ヲ受ケタルモノト看做ス

第六條 統制物資ノ生産ヲ業トスル者、販賣其ノ他賣渡ヲ業トスル者、輸出業者、輸入業者若ハ此等ノ者ノ團體又ハ業務ニ關シ若ハ轉賣ノ目的ヲ以テ統制物資ヲ所有スル者ハ主務大臣ノ指定スル者ガ讓渡ヲ受ケベキ統制物資ノ種類、數量及價格、讓渡ノ時期其ノ他必要ナル事項ニ付主務大臣ノ認可ヲ受ケ之ガ讓渡ヲ求メタル場合ニ於テハ之ヲ拒ムコトヲ得ズ但シ特別ノ事由アル場合ニ於テ主務大臣ノ許可ヲ受ケタルトキハ此ノ限ニ在ラズ

主務大臣前項ノ認可ヲ爲シタルトキハ其ノ旨ヲ告示スベシ

第七條 權限ニ基キ統制物資ヲ占有スル者ハ前條ノ規定ニ依リ主務大臣ノ指定スル者ガ同條ノ規定ニ依リ統制物資ノ讓渡ヲ受ケタル場合又ハ統制物資ノ所有者知レザル等ノ爲同條ノ規定ニ依ル讓渡ヲ求ムルコト能ハザル場合又ハ能ハザル場合ニ於テ引渡ヲ受ケル統制物資ノ種類及數量、引渡ノ時期其ノ他必要ナル事項ニ付主務大臣ノ認可ヲ受ケ之ガ引渡ヲ求メタル場合ニ於テハ之ヲ拒ムコトヲ得ズ但シ特別ノ事由アル場合ニ於テ主務大臣ノ許可ヲ受ケタルトキハ此ノ限ニ在ラズ

前條第二項ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス

第八條 第六條ノ規定ニ依リ主務大臣ノ指定スル者ハ統制物資ノ所有者知レザル等ノ爲同條ノ規定ニ依リ讓渡ヲ求ムルコト能ハザル場合ニ於テ前條ノ規定ニ依リ統制物資ノ引渡ヲ受ケタルトキハ其ノ對價ヲ供託スベシ

第五條後段ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス

第九條 主務大臣ハ統制物資ノ生産ヲ業トスル者、販賣其ノ他賣渡ヲ業トスル者、輸出業者、輸入業者若ハ此等ノ者ノ團體又ハ業務ニ關シ若ハ轉賣ノ目的ヲ以テ統制物資ヲ所有スル者ニ對シ統制物資ノ讓渡ニ關シ數量、時期、方法、相手方、配給區域其ノ他ニ付必要ナル命令ヲ爲スコトヲ得

第十條 主務大臣ハ統制物資ノ讓受ニ關シ數量、時期、方法、相手方其ノ他ニ付必要ナル命令ヲ爲スコトヲ得

第十一條 主務大臣ハ統制物資ノ寄託、保管、保有、質入其ノ他ノ處分又ハ移動ニ關シ必要ナル事項ヲ命ジ又ハ制限若ハ禁止ヲ爲スコトヲ得

第十二條 統制物資ニ關シ強制賣手続、國稅徵收法ニ依ル強制徵收手續又ハ國家總動員法第十條若ハ第十三條ノ規定ニ基ク使用若ハ收用ノ手續其ノ他此等ノ手續ニ準ズベキモノノ進行中ナルトキハ其ノ進行中ニ限リ當該統制物資ニ關シテハ第二條乃至第四條、第六條、第七條又ハ第九條乃至前條ノ規定ハ之ヲ適用セズ

第十三條 第三條第五條第六條又ハ第八條ノ規定ニ依リ統制物資ノ讓渡ハ他ノ法令ニ拘ラズ其ノ效力ヲ有ス

第三條ノ規定ニ依リ讓渡ヲ命ゼラレ又ハ第六條ノ規定ニ依リ讓渡ヲ求ラレ統制物資ガ知レタル擔保權ノ目的タル場合ニ於テハ當該統制物資ノ讓渡ヲ受ケル者ハ其ノ對價ヲ供託スベシ

第三條若ハ第六條又ハ第四條若ハ第七條ノ規定ニ依リ統制物資ノ讓渡又ハ引渡アリタル場合ニ於テハ當該統制物資ニ付存シタル擔保權ハ他ノ法令ニ拘ラズ其ノ所有權移轉ノ時ヨリ之ヲ行フコトヲ得ズ

第三條若ハ第四條ノ規定ニ依リ讓渡若ハ引渡ヲ命ゼラレ又ハ第六條若

ハ第七條ノ規定ニ依リ讓渡若ハ引渡ヲ求メラレタル統制物資ニ付擔保權ヲ有シタル者ハ第五條、第八條又ハ第二項ノ規定ニ依リ供託金ニ對シ其ノ權利ヲ行フコトヲ得

第十四條 主務大臣ハ統制物資ノ生産若ハ修理ヲ業トスル者、販賣其ノ他配給ヲ業トスル者、保管ヲ業トスル者若ハ業務上統制物資ノ使用若ハ消費ヲ爲ス者又ハ此等ノ者ノ團體ニ對シ統制物資ノ生産若ハ修理、販賣其ノ他配給、保管、保有、移動又ハ使用若ハ消費ニ關シ計畫ノ設定又ハ其ノ變更ヲ命ズルコトヲ得

第十五條 主務大臣ハ統制物資ノ使用又ハ消費ヲ爲ス者ニ對シ統制物資ノ使用又ハ消費ニ關シ必要ナル事項ヲ命ジ又ハ制限若ハ禁止ヲ爲スコトヲ得

第十六條 主務大臣ハ統制物資ノ生産若ハ修理ヲ業トスル者、販賣其ノ他配給ヲ業トスル者、輸出業者、輸入業者、保管ヲ業トスル者若ハ業務上統制物資ノ使用若ハ消費ヲ爲ス者又ハ此等ノ者ノ團體ニ對シ帳簿ヲ備ヘ業務ニ關シ必要ナル事項ノ眞實ナル記載ヲ爲サシムルコトヲ得

第十七條 第六條ノ規定ニ依リ主務大臣ノ指定スル者同條又ハ第七條ノ認可ヲ受ケ統制物資ノ讓渡又ハ引渡ヲ求メントスル場合ニ於テ主務大臣ノ認可ヲ受ケ當該統制物資ノ生産若ハ修理ヲ業トスル者、販賣其ノ他配給ヲ業トスル者、輸出業者、輸入業者、保管ヲ業トスル者若ハ業務上統制物資ノ使用若ハ消費ヲ爲ス者又ハ此等ノ者ノ團體ニ對シ必要ナル報告ヲ求メタル場合ニ於テハ此等ノ者又ハ其ノ團體ハ之ヲ拒ミ又ハ虛偽ノ報告ヲ爲スコトヲ得ズ

第十八條 國家總動員法第二十七條ノ規定ニ依リ補償スベキ損失ハ第二條乃至第四條、第六條、第七條、第九條乃至第十一條又ハ第十五條ノ

規定ニ基ク處分ニ因ル通常生ズベキ損失トス

前項ノ損失ノ補償ニ關シ必要ナル事項ヲ命令ヲ以テ之ヲ定ム

第十九條 主務大臣ハ個人又ハ法人其ノ他ノ團體ヲシテ本令ニ依リ統制物資ノ統制上必要ナル事務ニ協力セシムルコトヲ得

第二十條 主務大臣ハ國家總動員法第三十一條ノ規定ニ基キ關係者ヨリ統制物資ニ關スル統制又ハ其ノ統制事務ニ付テノ協力ニ關シ必要ナル報告ヲ徴シ又ハ當該官吏ヲシテ工場、事業場、店舗、倉庫其ノ他ノ場所ニ臨檢シ業務ノ狀況若ハ統制物資、書類、帳簿等ヲ検査セシムルコトヲ得

前項ノ規定ニ依リ當該官吏ヲシテ臨檢検査セシムル場合ニ於テハ其ノ身分ヲ示ス證票ヲ携帯セシムベシ

第二十一條 主務大臣ハ本令ニ定ムル職權ノ一部ヲ地方長官（東京府ニ在リテハ警視總監ヲ含ム）又ハ當該主務大臣ノ所轄スル官衙ノ長ニ委任スルコトヲ得

第二十二條 主務大臣ハ命令ノ定ムル所ニ依リ必要アリト認ムルトキハ市町村長又ハ之ニ準ズベキモノヲシテ本令ニ依リ統制物資ニ關スル統制ノ實施上必要ナル事務ヲ行ハシムルコトヲ得

前項ノ事務ニ關スル費用ハ命令ノ定ムル所ニ依リ市町村又ハ之ニ準ズベキモノヲシテ之ヲ負擔セシムルコトヲ得

第二十三條、第二十四條、第二十五條……省略

附則 本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

生活必需物資統制令ハ之ヲ廢止ス（但書以下省略）

第二章 鮮魚介

●鮮魚介配給統制規則（昭和十六年四月一日） （農林省令第十四號）

生活必需品統制令ニ基キ鮮魚介配給統制規則左ノ通り定ム

第一條 生活必需品統制令ニ依ル鮮魚介ノ配給統制ニ付テハ本則ノ定ムル所ニ依ル

第二條 本則ニ於テ鮮魚介トハ海産性ノ魚類（皮附ノ鮫類ヲ除ク）、貝類、えび類及かに類ニシテ生鮮ナルモノ並ニいか類及たこ類ニシテ生鮮ナルモノ（冷凍物ヲ除キ薄鹽物、蒸茹物及輕度ノ乾燥ヲ施シタルモノヲ含ム）ヲ謂フ

第三條 販賣ノ目的ヲ以テ農林大臣ノ指定シタル地（以下指定陸揚地ト稱ス）ニ鮮魚介ヲ搬入スル者ハ其ノ搬入シタル鮮魚介ヲ當該指定陸揚地ニ付農林大臣ノ指定シタル集荷場（以下指定集荷場ト稱ス）ニ搬入スベシ但シ左ニ掲グル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

一 指定陸揚地ノ地方長官ノ許可ヲ受ケタル者ガ當該地方長官ノ指定シタル數量ノ範圍内ニ於テ鮮魚介ヲ搬入シタル場合

二 正味十貫ヲ超エザル數量ノ鮮魚介ヲ搬入シタル場合

三 特別ノ事由ニ因リ指定陸揚地ノ地方長官ノ許可ヲ受ケタル場合

第四條 農林大臣鮮魚介ノ需給調整上必要アリト認ムルトキハ指定陸揚地毎ニ左ニ掲グルモノノ組織スル團體ニ對シ當該指定陸揚地ノ指定集荷場ニ搬入セラルル鮮魚介ノ出荷先、出荷ノ割合又ハ數量、出荷時期其ノ他出荷ニ關シ必要ナル計畫ヲ定ムベキコトヲ命ズルコトアルベシ

一 指定集荷場ノ開設者

二 鮮魚介ヲ漁獲シ之ヲ指定陸揚地ニ搬入スル者又ハ其ノ組織スル團體

三 鮮魚介ヲ買受ケ若ハ販賣ノ委託ヲ受ケ之ノ指定陸揚地ニ搬入スル者又ハ其ノ組織スル團體

第四條 指定集荷場ニ於テ買買取引ヲ爲ス者又ハ其ノ組織スル團體

第五條 前條ノ規定ニ依ル命令ヲ受ケタル團體ハ同條ノ計畫ニ付農林大臣ノ承認ヲ受クベシ

第六條 農林大臣前項ノ承認ヲ爲シタルトキハ其ノ旨ヲ告示ス

第七條 第四條ノ規定ニ依ル命令ヲ受ケタル團體前條第一項ノ承認ヲ受ケタルトキハ當該計畫ニ基キ鮮魚介ノ出荷者又ハ其ノ組織スル團體ニ對シ鮮魚介ノ出荷ニ關シ必要ナル指圖ヲ爲スベシ

第八條 鮮魚介ノ出荷者又ハ其ノ組織スル團體前條ノ指圖ヲ受ケタルトキハ之ヲ遵守スベシ

第九條 農林大臣鮮魚介ノ計畫ノ實施上特ニ必要アリト認ムルトキハ鮮魚介ノ出荷者又ハ其ノ組織スル團體ニ對シ鮮魚介ノ出荷先、出荷ノ割合又ハ數量、出荷時期其ノ他出荷ニ關シ必要ナル計畫ヲ定ムベキコトヲ命ズルコトアルベシ

第十條 農林大臣鮮魚介ノ需給調整上必要アリト認ムルトキハ其ノ指定シタル地域（以下指定消費地域ト稱ス）内ニ鮮魚介ヲ搬入スル者ノ組織スル團體ニ對シ鮮魚介ノ出荷先、出荷ノ割合又ハ數量、出荷時期其ノ他出荷ニ關シ必要ナル計畫ヲ定ムベキコトヲ命ズルコトアルベシ

第十一條 指定消費地域内ニ當該地域外ヨリ鮮魚介ヲ搬入スル者ハ當該指

定消費地域ニ付農林大臣ノ指定シタル市場（以下指定消費市場ト稱ス）ノ買買取引ニ依ルニ非ザレバ其ノ搬入シタル鮮魚介ヲ販賣シ又ハ販賣ノ委託ヲ爲スコトヲ得ズ但シ左ニ掲グル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

一 指定消費地域ノ當該地方長官ノ許可ヲ受ケタル者ガ當該地方長官ノ指定シタル數量ノ範圍内ニ於テ販賣シ又ハ販賣ノ委託ヲ爲ス場合

二 一日正味十貫ヲ超エザル數量ノ鮮魚介ヲ販賣スル場合

三 特別ノ事由ニ因リ指定消費地域ノ當該地方長官ノ許可ヲ受ケタル場合

第十條 鮮魚介ノ小賣ヲ爲ス者又ハ業務上鮮魚介ノ消費ヲ爲ス者ニシテ指定消費地域内ニ住所、居所、營業所、事業場又ハ事務所ヲ有スルモノハ當該指定消費地域内ニ所在スル指定消費市場其ノ他鮮魚介ノ販賣ヲ爲ス者ノ販賣場以外ヨリ當該指定消費地域内ニ於テ賣渡シ又ハ消費スル鮮魚介ヲ買受ケ（買入ノ委託ヲ爲ス場合ヲ含ム以下同ジ）又ハ販賣ノ委託ヲ受ケタルコトヲ得ズ但シ左ニ掲グル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

一 正味五貫ヲ超エザル數量ノ鮮魚介ヲ買受ケタル場合

二 特別ノ事由ニ因リ指定消費地域ノ當該地方長官ノ許可ヲ受ケタル場合

第十一條 農林大臣鮮魚介ノ需給調整上必要アリト認ムルトキハ指定消費市場ニ於テ買買取引ヲ爲ス者又ハ其ノ組織スル團體ニ對シ當該指定消費市場ニ於テ買買取引セラルル鮮魚介ノ出荷先、出荷ノ割合又ハ數量、出荷時期其ノ他出荷ニ關シ必要ナル計畫ヲ定ムベキコトヲ命ズルコトアルベシ

第十二條 農林大臣鮮魚介ノ需給調整上必要アリト認ムルトキハ指定消費市場ニ於テ買買取引セラルル鮮魚介ノ出荷先、出荷ノ割合又ハ數量、出荷時期其ノ他出荷ニ關シ必要ナル計畫ヲ定ムベキコトヲ命ズルコトアルベシ

第十三條 農林大臣鮮魚介ノ需給調整上必要アリト認ムルトキハ其ノ指定消費市場ニ於テ買買取引セラルル鮮魚介ノ出荷先、出荷ノ割合又ハ數量、出荷時期其ノ他出荷ニ關シ必要ナル計畫ヲ定ムベキコトヲ命ズルコトアルベシ

第十四條 農林大臣鮮魚介ノ需給調整上必要アリト認ムルトキハ其ノ指定消費市場ニ於テ買買取引セラルル鮮魚介ノ出荷先、出荷ノ割合又ハ數量、出荷時期其ノ他出荷ニ關シ必要ナル計畫ヲ定ムベキコトヲ命ズルコトアルベシ

第十五條 農林大臣鮮魚介ノ需給調整上必要アリト認ムルトキハ其ノ指定消費市場ニ於テ買買取引セラルル鮮魚介ノ出荷先、出荷ノ割合又ハ數量、出荷時期其ノ他出荷ニ關シ必要ナル計畫ヲ定ムベキコトヲ命ズルコトアルベシ

第十六條 農林大臣鮮魚介ノ需給調整上必要アリト認ムルトキハ其ノ指定消費市場ニ於テ買買取引セラルル鮮魚介ノ出荷先、出荷ノ割合又ハ數量、出荷時期其ノ他出荷ニ關シ必要ナル計畫ヲ定ムベキコトヲ命ズルコトアルベシ

第十七條 農林大臣鮮魚介ノ需給調整上必要アリト認ムルトキハ其ノ指定消費市場ニ於テ買買取引セラルル鮮魚介ノ出荷先、出荷ノ割合又ハ數量、出荷時期其ノ他出荷ニ關シ必要ナル計畫ヲ定ムベキコトヲ命ズルコトアルベシ

第十八條 農林大臣鮮魚介ノ需給調整上必要アリト認ムルトキハ其ノ指定消費市場ニ於テ買買取引セラルル鮮魚介ノ出荷先、出荷ノ割合又ハ數量、出荷時期其ノ他出荷ニ關シ必要ナル計畫ヲ定ムベキコトヲ命ズルコトアルベシ

第十九條 農林大臣鮮魚介ノ需給調整上必要アリト認ムルトキハ其ノ指定消費市場ニ於テ買買取引セラルル鮮魚介ノ出荷先、出荷ノ割合又ハ數量、出荷時期其ノ他出荷ニ關シ必要ナル計畫ヲ定ムベキコトヲ命ズルコトアルベシ

第二十條 農林大臣鮮魚介ノ需給調整上必要アリト認ムルトキハ其ノ指定消費市場ニ於テ買買取引セラルル鮮魚介ノ出荷先、出荷ノ割合又ハ數量、出荷時期其ノ他出荷ニ關シ必要ナル計畫ヲ定ムベキコトヲ命ズルコトアルベシ

第二十一條 農林大臣鮮魚介ノ需給調整上必要アリト認ムルトキハ其ノ指定消費市場ニ於テ買買取引セラルル鮮魚介ノ出荷先、出荷ノ割合又ハ數量、出荷時期其ノ他出荷ニ關シ必要ナル計畫ヲ定ムベキコトヲ命ズルコトアルベシ

第二十二條 農林大臣鮮魚介ノ需給調整上必要アリト認ムルトキハ其ノ指定消費市場ニ於テ買買取引セラルル鮮魚介ノ出荷先、出荷ノ割合又ハ數量、出荷時期其ノ他出荷ニ關シ必要ナル計畫ヲ定ムベキコトヲ命ズルコトアルベシ

第二十三條 農林大臣鮮魚介ノ需給調整上必要アリト認ムルトキハ其ノ指定消費市場ニ於テ買買取引セラルル鮮魚介ノ出荷先、出荷ノ割合又ハ數量、出荷時期其ノ他出荷ニ關シ必要ナル計畫ヲ定ムベキコトヲ命ズルコトアルベシ

第二十四條 農林大臣鮮魚介ノ需給調整上必要アリト認ムルトキハ其ノ指定消費市場ニ於テ買買取引セラルル鮮魚介ノ出荷先、出荷ノ割合又ハ數量、出荷時期其ノ他出荷ニ關シ必要ナル計畫ヲ定ムベキコトヲ命ズルコトアルベシ

第二十五條 農林大臣鮮魚介ノ需給調整上必要アリト認ムルトキハ其ノ指定消費市場ニ於テ買買取引セラルル鮮魚介ノ出荷先、出荷ノ割合又ハ數量、出荷時期其ノ他出荷ニ關シ必要ナル計畫ヲ定ムベキコトヲ命ズルコトアルベシ

第十五條 前條第一項ノ許可ヲ受ケントスル者ハ左ニ掲グル事項ヲ記シタル申請書ヲ農林大臣ニ提出スベシ

- 一 種類及數量
- 二 仕向地及仕向港又ハ仕向驛
- 三 積出港又ハ積出驛
- 四 搬出時期

前條第一項ノ許可ヲ受ケタル者前項各號ニ掲グル事項ヲ變更セントスルトキハ豫メ之ヲ農林大臣ニ届出ヅベシ

第十六條 農林大臣又ハ地方長官鮮魚介ノ配給統制上特ニ必要アリト認ムルトキハ左ニ掲グル者又ハ團體ニ對シ鮮魚介ノ讓渡、讓受又ハ移動ニ關シ一般的ニ必要ナル命令ヲ爲スコトヲ得

- 一 集荷場ノ開設者
 - 二 鮮魚介ノ漁獲ヲ爲ス者又ハ其ノ組織スル團體
 - 三 鮮魚介ノ販賣若ハ販賣ノ委託ヲ爲ス者又ハ其ノ組織スル團體
 - 四 業務上鮮魚介ノ消費ヲ爲ス者又ハ其ノ組織スル團體
- 第十七條 農林大臣又ハ地方長官必要アリト認ムルトキハ前條各號ニ掲グル者又ハ團體ニ付鮮魚介ノ配給統制上必要ナル報告ヲ徴シ又ハ當該官吏ヲシテ帳簿其ノ他ノ検査ヲ爲サシムルコトヲ得
- 生活必需品統制令第十三條第二項ノ規定ニ依ル證票ハ別記様式ニ依ル

附 則
本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス但シ第十三條第一項ノ規定ハ昭和十六年五月一日ヨリ之ヲ施行ス(別記様式省略)

◎鮮魚介ノ陸揚地ノ届出ヲ爲スコトヲ要セザル場合指定

(昭和十六年四月二十八日)
(農林省告示第二百三十八號)

鮮魚介配給統制規則第十三條第一項ノ規定ニ依リ鮮魚介ノ陸揚地ノ届出ヲ爲スコトヲ要セザル場合左ノ通指定シ昭和十六年五月一日ヨリ之ヲ施行ス

- 一 汽船「トロール」漁業者、機船底曳網漁業者又ハ母船式漁業者ガ汽船「トロール」漁業取締規則、機船底曳網漁業取締規則又ハ母船式漁業取締規則ノ定ムル所ニ依リ漁獲物タル鮮魚介ヲ陸揚スル場合
- 二 専ラ漁業ニ關スル試験、調査、指導若ハ練習ニ從事スル船舶又ハ漁業ノ取締ニ從事スル船舶ヲ以テ鮮魚介ヲ陸揚スル場合
- 三 天災其ノ他已ムヲ得ザル事由ニ因リ地方長官ニ届出デタル陸揚地ニ陸揚スルコト能ハザル爲其ノ陸揚地ヲ變更セントスル場合

◎農林省鮮魚介陸揚地及當該陸揚地ニ付テノ集荷場指定

(昭和十六年五月十七日)
(農林省告示第三百號)

「沿革」 昭和十六年六月農林省告示第四二七號、九月第六九五號、一月第八八六號、一七年二月第五八號、五月第二七二號、第二八七號改正

鮮魚介配給統制規則第三條ノ規定ニ依リ陸揚地及當該陸揚地ニ付テノ集荷場左ノ通指定シ昭和十六年五月二十日ヨリ之ヲ施行ス

道府 陸揚地	指定 集 荷 場
北海道 稚内町	(株式會社)九北稚内魚菜卸賣市場
紋別町	無限責任紋別漁業協同組合魚菜卸賣市場
網走町	(株式會社)網走魚菜卸賣市場
根室町	無限責任根室漁業協同組合魚菜卸賣市場
	無限責任根室漁業協同組合魚菜卸賣市場花咲分場
釧路市	(株式會社)釧路魚卸賣市場
	(株式會社)釧路魚卸賣市場錦町分場
	(株式會社)釧路魚卸賣市場大町分場
	無限責任釧路市漁業協同組合橋南共同販賣所
	無限責任釧路市漁業協同組合橋北共同販賣所
浦河町	保證責任浦河漁業協同組合魚菜卸賣市場

室蘭市 (株式會社)室蘭產物卸賣市場

森町 無限責任森町漁業協同組合魚卸賣市場

函館市 (株式會社)函館魚商卸賣市場

小樽市 (株式會社)小樽集鱗卸賣市場

(備考) 北海道以外ノ分省略
(備考) 鮮魚介消費地及當該消費地ニ付テノ消費市場指定告示省略

北海道鮮魚介配給統制規則

(昭和十七年五月十日)
北海道廳令第七十二號

北海道鮮魚介配給統制規則左ノ通定ム

第一條 長官ノ指定シタル地(以下道指定陸揚地ト稱ス)ニ鮮魚介ヲ搬入スル者ハ其ノ搬入シタル鮮魚介ヲ當該指定陸揚地ニ付長官ノ指定シタル集荷場(以下道指定集荷場ト稱ス)ニ搬入スベシ但シ左ニ掲グル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

一 長官ノ許可ヲ受ケタル者ガ長官ノ指定シタル數量ノ範圍内ニ於テ鮮魚介ヲ搬入シタル場合

二 第二條ノ規定ニ依リ長官ノ指定ヲ受ケタル出荷機關ガ長官ノ承認ヲ受ケテ指圖シタル場合

三 特別ノ事由ニ因リ長官ノ許可ヲ受ケタル場合

四 其ノ他長官ノ指定シタル場合

第二條 長官鮮魚介ノ出荷統制上必要アリト認ムルトキハ道指定陸揚地又ハ長官ノ指定シタル地(以下指定出荷地ト稱ス)ニ於ケル出荷機關ヲ指定スルコトアルベシ
道指定陸揚地又ハ指定出荷地ニ搬入セラレタル鮮魚介ハ當該道指定陸揚地又ハ當該指定出荷地ニ付前項ノ指定ヲ受ケタル出荷機關(以下指定出荷機關ト稱ス)ニ非ザレバ之ヲ他ニ搬出スルコトヲ得ズ但シ左ニ掲グル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

爲スコトヲ得ズ但シ長官ノ指定シタル場合又ハ特別ノ事由ニ因リ長官ノ許可ヲ受ケタル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

第七條 長官鮮魚介ノ配給統制上必要アリト認ムルトキハ長官ノ指定シタル地域(以下道指定消費地域ト稱ス)ニ於ケル卸賣機關ヲ指定スルコトアルベシ
道指定消費地域ニ鮮魚介ヲ搬入スル者ハ當該指定消費地域ニ付前項ノ指定ヲ受ケタル卸賣機關(以下指定卸賣機關ト稱ス)以外ノ者ニ其ノ搬入シタル鮮魚介ヲ讓渡スコトヲ得ズ但シ左ニ掲グル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

一 第一條第一號又ハ第二條第二號ノ許可ヲ受ケタル者ガ長官ノ指定シタル數量ノ範圍内ニ於テ搬入スル場合

二 特別ノ事由ニ因リ長官ノ許可ヲ受ケタル場合

三 其ノ他長官ノ指定シタル場合

第八條 指定卸賣機關ハ長官ノ指定シタル市場(以下卸賣市場ト稱ス)以外ニ於テ鮮魚介ノ販賣ヲ爲スコトヲ得ズ但シ長官ノ指定シタル場合又ハ特別ノ事由ニ因リ長官ノ許可ヲ受ケタル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

第九條 道外ヨリ鮮魚介ヲ搬入スル者ハ左ニ掲グル場合ヲ除クノ外其ノ搬入シタル鮮魚介ヲ統制機關ニ讓渡スベシ

一 統制機關ノ斡旋ニ依リ販賣シ又ハ販賣ノ委託ヲ爲ス場合

二 自己ノ消費ニ充ツル目的又ハ贈答ノ目的ヲ以テ五貫ヲ超エザル數量ヲ搬入シタル場合

三 特別ノ事由ニ因リ長官ノ許可ヲ受ケタル場合

四 其ノ他長官ノ指定シタル場合

第十條 鮮魚介ノ小賣ヲ爲ス者又ハ業務上鮮魚介ノ使用又ハ消費ヲ爲ス

一 第一條第一號ノ規定ニ依リ許可ヲ受ケタル者ガ長官ノ指定シタル數量ノ範圍内ニ於テ搬出スル場合

二 長官ノ許可ヲ受ケタル者ガ長官ノ指定シタル數量ノ範圍内ニ於テ鮮魚介ヲ搬出スル場合

三 贈答又ハ船用品ノ目的ヲ以テ搬出スル場合

四 特別ノ事由ニ因リ長官ノ許可ヲ受ケタル場合

五 其ノ他長官ノ指定シタル場合

第三條 長官鮮魚介ノ需給調整上必要アリト認ムルトキハ長官ノ指定シタル者(以下統制機關ト稱ス)ニ對シ鮮魚介ノ出荷又ハ配給ニ關スル計畫ノ設定ヲ命ズルコトアルベシ
統制機關前項ノ規定ニ依ル命令ヲ受ケタルトキハ其ノ計畫ニ付長官ノ承認ヲ受クベシ

第四條 統制機關前條第二項ノ規定ニ依ル承認ヲ受ケタルトキハ當該計畫ニ基キ指定出荷機關ニ對シ、鮮魚介ノ出荷ニ關シ第七條ノ規定ニ依リ長官ノ指定ヲ受ケタル卸賣機關ニ對シ鮮魚介ノ配給ニ必要ナル指圖ヲ爲スベシ

第五條 指定出荷機關又ハ第七條ノ規定ニ依リ長官ノ指定ヲ受ケタル卸賣機關前條第一項ノ規定ニ依リ指圖ヲ受ケタルトキハ當該指圖ニ基キ鮮魚介ヲ搬入スル者、鮮魚介ノ賣買ヲ爲ス者、業務上鮮魚介ノ使用若ハ消費ヲ爲ス者又ハ之等ノ者ノ團體ニ對シ鮮魚介ノ出荷又ハ配給ニ關シ必要ナル指圖ヲ爲スコトヲ得

前項ノ規定ニ依リ指圖ヲ受ケタル者ハ其ノ指圖ニ從フベシ
第六條 指定出荷機關ハ道指定集荷場外ニ於テ鮮魚介ノ販賣又ハ荷捌ヲ

者ニシテ道指定消費地域内ニ住所、居所、營業所、事業場又ハ事務所ヲ有スルモノハ當該指定消費地域内ニ所在スル卸賣機關其ノ他鮮魚介ノ販賣ヲ爲ス者ノ販賣場以外ヨリ當該指定消費地域内ニ於テ讓渡シ使用又ハ消費スル鮮魚介ヲ買受ケ(買入ノ委託ヲ爲ス場合ヲ含ム以下同ジ)又ハ販賣ノ委託ヲ受クルコトヲ得ズ但シ左ニ掲グル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

一 第七條第二項第一號ノ許可ヲ受ケタル者ヨリ鮮魚介ヲ買受ケ又ハ販賣ノ委託ヲ受クル場合

二 特別ノ事由ニ因リ長官ノ許可ヲ受ケタル場合

第十一條 道指定集荷場又ハ卸賣市場ニ於テ鮮魚介ノ買受ケヲ爲サントスル者(以下買入ト稱ス)ハ其ノ買受ケセントスル指定出荷機關又ハ指定卸賣機關ヲ經由シテ支應長又ハ市長ノ指定ヲ受クベシ
支應長又ハ市長買出人ニシテ三月以上休業シタルトキ又ハ不都合ノ所爲アリト認メタルトキハ其ノ指定ヲ取消スコトヲ得

第十二條 指定出荷機關又ハ指定卸賣機關ハ事業年度終了後一月以内ニ其ノ期ニ於ケル業務概況ヲ長官ニ報告スベシ

第十三條 長官鮮魚介ノ需給調整上鮮魚介ノ種類及陸揚地ヲ指定シタルトキ其ノ陸揚地ヲ根據トシテ漁業ヲ營ム者ハ其ノ漁獲シタル當該鮮魚ヲ長官ノ指定シタル陸揚地ニ搬入スベシ但シ長官ノ指定シタル場合及特別ノ事由ニ因リ長官ノ許可ヲ受ケタル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

第十四條 長官ノ指定スル物品ノ生産ヲ業トスル者ハ當該物品ノ原料又ハ材料トシテ使用スル目的ヲ以テ鮮魚介ヲ買受クルコトヲ得ズ但シ特別ノ事由ニ因リ長官ノ許可ヲ受ケタル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

第十五條 長官ノ指定スル物品ノ生産ヲ業ストル者ハ長官ノ指定シタル

◎道廳陸揚地、出荷地及消費地 指定告示

(昭和十七年七月二十五日)
北海道廳告示第千二百七十二號

北海道鮮魚介配給統制規則第一條、第二條及第七條ノ規定ニ依リ陸揚地
出荷地及消費地域左ノ通指定ス

規則第一條ノ規定ニ依ル陸揚地

余市町、古平町、美國町、神惠内村、岩内町(含島野村)、壽都町(含樽
岸村)、西島牧村、瀬棚町(含東瀬棚村)、江差町、福島村、樞法華村、
砂原村、尾札部村、鹿部村、長萬部村、豊浦村、虻田町、伊達町、白
老村、苦小牧町(含島川村、厚真村)、門別村(含平取村)、新冠村、静
内町、三石村、萩伏村、樺似村、幌泉村、廣尾村、厚岸町、濱中村、
齒舞村、和田村、下湧別村、天鹽町、鬼鹿村、留萌町(含小平薬村)、
増毛町、石狩町

規則第二條ノ規定ニ依ル出荷地

濱益村、厚田村、鹽谷村、入舸村、余別村、泊村(後志)、磯谷村、歌
葉村、東島牧村、泊村(檜山)、乙部村、上ノ國村、貝取淵村、久遠村
熊石村、太櫛村、大島村、小島村、松前町、大澤村、吉岡村、知内村
木古内村、茂別村、戸井村、尻岸内村、落部村、白尻村、錢龜澤村、
上磯町、八雲町、幌別村、大津村、大櫛村、白糠村(含音別村)、昆布
森村、別海村、標津村、羅臼村、斜里町、常呂村(含佐呂間村)、興部
村、雄武村、頓別村、宗谷村、猿拂村、枝幸村、羽幌町、初山別村、
遠別村、苦前村

規則第七條ノ規定ニ依ル消費地域

札幌地區
札幌市、札幌村、琴似町、白石村、廣島村、惠庭村、篠路村、當別
村、月形村、豊平町
江別地區
江別町、幌向村、新篠津村
岩見澤地區
岩見澤町、栗澤村、北村
美唄地區
美唄町
三笠山地區
三笠山村
砂川地區
砂川町(含歌志内町字西山)
歌志内地區
歌志内町(除歌志内町字西山)
角田地區
角田村、由仁村、長沼村
夕張地區
夕張町
赤平地區
赤平村、芦別町
瀧川地區
瀧川町、新十津川村、浦臼村、江部乙村、雨龍村
深川地區
深川町、妹背牛村、香江村、一巳村、北龍村、秩父別村、沼田村、
多度志村、納内村、幌加内村
旭川地區

旭川市、東鷹栖村、鷹栖村、江丹別村、東旭川村、神樂村、神居村
永山村、當麻村、比布村、愛別村、上川村、東川村、美瑛町
名寄地區
名寄町、下川村、風連村、智恵文村、美深町、常盤村、中川村、中
頓別村、歌登村
士別地區
士別町、劍淵村、和寒村、温根別村、上士別村、多寄村
富良野地區
富良野町、東山村、中富良野村、上富良野村、山部村、南富良野村
占冠村、右左府村
俱知安地區
俱知安町、黒松内村、熱帯村、南尻別村、京極村、喜茂別村
狩太地區
狩太村、眞狩村、留壽都村
帶廣地區
帶廣市、音更村、士幌村、上士幌村、川西村、芽室町、大正村、幕
別村
新得地區
新得町、清水町、御影村、鹿追村
池田地區
池田町、豊頃村、浦幌村(除字上浦幌)
本別町
足寄村、西足寄村、浦幌村字上浦幌
遠輕地區
遠輕町、生田原村
北見地區
北見市、端野村、澁別村、調子府村、置戸村
美幌地區
美幌町
留邊蘆地區
留邊蘆町、相内村

○道指定陸揚地出荷地及消費指定ニ關スル件通牒

(昭和十七年七月二十五日)
(道廳通牒午食第七七一號)

標記ノ件ニ關シ本日北海道廳告示第千二百七十二號ヲ以テ陸揚地、出荷地、消費地域指定相成候處右ニ屬セザル市町村ニ付テハ左記ニ依リ農林省及當廳ノ指定陸揚地又ハ道指定出荷地ノ指定出荷機關ニ於テ直接配給ヲ擔當スルコトト致度ニ付爾後ノ取扱ニ關シ萬遺憾ナキ様指導(連絡)相成度

記	
一 道指定陸揚地	配給擔當地域
余市	大江村、赤井川村
岩内	前田村、發足村、小澤村
瀬棚	利別村
虻田	洞爺村
苫小牧	安平村、穂別村、千歲町

○鮮魚介配給統制要綱

(昭和十七年三月七日)
(道廳通牒午食第二五六號)
(昭和十七年五月六日一部修正)

標記ノ件ニ關シ近ク北海道廳令ヲ制定公布シ本道鮮魚介ノ需給調整ヲ圖ルベキモ之ガ公布ニ先立テ現下ノ出荷配給機構ヲ整備スルハ緊要ナルヲ以テ左記要綱ニ基キ關係方面ト協議ノ上速急機構整備相成度

配給統制機構

第一 集荷機關

一 鮮魚介ノ一元集荷ヲ爲ス爲ニ各生産地ニ於ケル漁業組合(産業組合)ガ實質的ニ漁業者ニ對シ經濟行爲ヲ爲セル所ハ産業組合以下同ジ)ヲシテ出荷機關ノ開設セル集荷場迄ノ鮮魚介ノ集荷ノ統制ヲ爲サシムルコト

二 漁爲組合員ニ非ザル生産者ト雖モ其ノ漁獲物ニ付テハ漁業組合(同一市町村内ニ二組合以上存在スルトキハ其ノ何レカ)ノ統制ニ服スルコト

三 漁業組合ハ集荷統制手数料率ハ特別ノ事由ナキ限り鮮魚介販賣額ノ一%ヲ超ヘテ徴收シ得ザルコト但シ徴收セントスル手数料ヲ豫メ長官ノ承認ヲ受クルコト

第二 出荷機關

各生産市町村毎ニ左ニ依リ出荷機關ヲ整備シ之ヲシテ集荷場ヲ開設セシメ鮮魚介ノ計畫的荷割及出荷ノ一元化ヲ圖ルモノトス

下湧別	上湧別村
三 道指定出荷地 泊(楡山)	配給擔當地域 厚澤部村 西興部村
三 農林省指定陸揚地配給擔當地域	
根室	根室町
釧路	釧路市、釧路村、鳥取村、鶴居村、阿寒村、弟子屈村、標茶村、太田村
網走	網走町、小清水村、津別村、女滿別村
紋別	紋別町、渚滑村、上渚滑村、瀧ノ上村
浦河	浦河町
室蘭	室蘭市、壯瞥村、德舜瞥村
小樽	小樽市、手稻村
函館	函館市、龜田村、七飯村、大野村
森	森町
稚内	稚内町、豊富村、幌延村

一 函館市、小樽市、室蘭市、釧路市、留萌町、稚内町及網走町(以下甲地域ト稱ス)ニ在リテハ鮮魚介配給統制株式會社(以下會社ト稱ス)ヲ其ノ他ノ生産町村(以下乙地域ト稱ス)ニ在リテハ株式會社、有限會社又ハ申合組合等ニ依リテ出荷機關(以下出荷團體ト稱ス)ヲ左ニ依リ設立スルコト

(一) 出資者

- 卸賣市場ノ開設者(漁業組合ヲ除ク)
- 鮮魚介ヲ生産者ヨリ買受ケ之ヲ當該地ニ於ケル卸賣市場、卸賣業者又ハ小賣業者ニ販賣スルヲ業トスル者又ハ其ノ團體
- 鮮魚介ヲ他地方ニ出荷スルヲ業トスル者又ハ其ノ團體
- 鮮魚介ヲ他地方ヨリ買受ケ之ヲ當該地ノ卸賣市場又ハ小賣業者ニ販賣スルヲ業トスル者又ハ其ノ團體
- 漁業組合、漁業組合員ニ非ザル生産者ノ團體、加工業者ノ團體又ハ小賣業者ノ團體ハ連絡ノ目的ヲ以テ出資者タリ得ルコト
- 其ノ他當該市町村長ノ適當ト認メタル者

(二) 出資ノ基準

- 昭和十二、十三、十四年度ノ販賣実績ヲ基準トスルコト、右三ヶ年ノ内実績ナキ年度アルトキハ右三ヶ年ノ実績アル最近ノ年度ノ六割ヲ以テ実績ナキ年度ノ実績ト看做スコト
- 出資ノ割合ハ販賣実績ヲ基準トシ當該地ノ關係業者協議ノ上決定スルコト、協議整ハザルトキハ市町村長ノ指示ニ從フコト
- 當該地ニ於ケル漁業組合ニシテ卸賣市場ヲ開設セルトキ又ハ生産者ノ團體ニシテ生産市町村外ニ自ラ出荷ヲ爲シタルトキハ其ノ販賣実績ノ四分ノ一ヲ基準ニシテ出資スルヲ得ルコト、但

シ右ノ出資額ニ小賣業者ノ團體及加工業者ノ團體ノ出資額ヲ總計シタル額ガ出荷機關ノ出資金ノ三〇%ニ達セザルトキハ三〇%ニ達スル迄漁業組合ノ出資ヲ増加スルコトヲ得

4 當該地ニ於ケル小賣業者ノ團體又ハ加工業者ノ團體若ハ漁業組合(前號ノ場合ハ除ク)ハ出荷機關トノ關係性ヲ有セシムル目的ヲ以テ若干ノ出資ヲ爲スモ差支ナキコト但シ此等ノ者ノ出資總計ハ出荷機關ノ出資ノ二〇%ヲ超ユルヲ得ザルコト

(三) 發起人ハ市町村長ニ於テ指名スルコト

(四) 出荷機關ノ役員ハ人格謹見ノ卓越セル人材タルコトヲ要シ之ガ選任又ハ解任ハ凡テ當廳ノ承認ヲ受クルコト

(五) 出荷機關ハ從來當該地ニ於テ鮮魚介ノ出荷配給ノ職能ヲ有シタル者ノ人的設備ヲ優先的ニ活用スルコト

(六) 出荷機關ハ剩餘金ノ一部ヲ更生資金トシテ鮮魚介ノ取扱ヨリ離脱シタル業者ニ交付スル爲メ交付計畫ヲ定メ長官ノ承認ヲ受クルコト

(七) 出荷機關ノ定款或ハ規約ノ作成及變更役員報酬ノ決定又ハ剩餘金ノ處分ハ長官ノ承認ヲ受クルコト

(八) 出荷機關ハ事業年度終了後遲滞ナク事業報告書ヲ長官ニ提出スルコト

(九) 集荷場(卸賣市場)ハ出荷機關ガ開設スルモノニシテ卸賣市場ノ開設者ハ出荷機關ニ卸賣市場ヲ讓渡スルコト

出荷機關ハ當該地ニ於ケル卸賣市場ノ讓渡セントスル權利義務及資産負債ヲ繼承スルコト

右ノ場合繼承スベキ權利義務又ハ資産負債ノ範圍及繼承ノ方法ニ

付テハ當廳ノ承認ヲ受クルコト

(十) 出荷關係者ガ徒來出荷ニ活用シタル資金ハ當該出荷業者ノ希望アリタルトキハ出荷機關ニ於テ借入ルルカ或ハ其ノ他ノ方法ニ依リ活用スル方途ヲ講ズルコト

(十一) 出荷機關ハ出資金ニ對シ一〇%以上ノ分配ヲ爲シ得ル剩餘金ヲ生ジタルトキハ其ノ超過シタル剩餘金ノ一部ヲ漁業組合又ハ其ノ他ノ生産者團體ニ生産獎勵金トシテ交付スルコト

二 乙地域ニ於テ漁業組合ガ全面的ニ集荷及他地方ヘノ出荷ヲ爲シ當該地ニ産地業者存在セザルカ又ハ存在セルモ實質的ニ漁業組合ニ吸收セラレ協力一體トナリ居ル地方ハ別ニ出荷機關ヲ結成スル要ナク漁業組合ヲ其ノ儘出荷機關トシテ指定スル方針ナルコト

支廳長管内ニ右ニ該當スル地域アルトキハ實情ヲ具シ當廳ト打合せノ上當該町村長ニ其ノ取扱方針ヲ指示スルコト

三 産地ニ於ケル出荷業者、卸賣業者又ハ問屋等ノ産地業者及漁業組合ニシテ集荷並ニ出荷關係者ガ一體トナル議(例ヘバ漁業組合ガ集荷及出荷ヲ擔當シ産地業者ガ漁業組合ノ職員トナル等)經リタル際本要綱ノ方針ニ依ラズ當廳ノ承認ヲ受ケ集荷並ニ出荷ヲ一元的ニ擔當シ得ルコト

第三 配給機關

一 卸賣機關

(一) 甲地域ニ在リテハ出荷機關ノ第二、一、ノ項ニ於テ既述シタル鮮魚介配給統制株式會社ガ地域内ノ配給ヲナスモノタルコト

(二) 乙地ニ在リテハ出荷機關ノ第二、一、ノ項ニ於テ既述シタル株式會社、有限會社、又ハ申合組合ガ地域内ノ配給ヲ爲スモノタルコト

ルコト

(三) 甲地域、乙地域以外ノ地域

1 札幌地域ハ株式會社ヲ新設スルコト

2 一指定消費地域内ニ二以上ノ卸賣市場會社存在スル處ニ在リテハ卸賣市場會社ヲ單一會社ニ併合スルト共ニ當該地域ニ所在スル卸賣業者ヲ吸收合併スルコト

3 其ノ他ノ地域ニ在リテハ卸賣市場會社ニ當該地域内ニ所在スル卸賣業者ヲ吸收合併セシムルコト

4 以上ノ123何レノ場合ニ於テモ卸賣機關ノ新設合併ハ左ニ依ルコト

(1) 出資ハ昭和十二、十三、十四年度ノ當該地域内ノ卸賣實績ヲ基準トスルコト

右ノ場合卸賣業者間ノ取引ハ折半シタル額ヲ以テ實績ト看做ス

(2) 吸收合併ニ際シテハ既存卸賣市場會社ノ資本増加或ハ株主ノ整理ニ依リ生ジタル剩餘株ヲ前記(1)ノ割合ニ依リ卸賣業者ニ取得セシムルト共ニ役員ニ付テモ考慮スルコト

(3) 小賣機關ト取引ノ連絡協調ヲ圖ル爲メ小賣機關カ卸賣機關ニ若干ノ出資ヲ爲スハ差支ナキコト

尙小賣機關代表者ヲ卸賣機關ノ役員ニ選任スルコトヲ得ルコト

5 卸賣機關ノ役員ノ選任及解任、定款ノ作成及變更、役員報酬ノ決定又ハ利益金ノ處分ハ長官ノ承認ヲ受クルコト

6 卸賣機關ハ事業年度終了後遲滞ナク事業報告書ヲ當廳ニ提出

ルコト

7 卸賣機關ノ新設合併ニ依リ鮮魚介ノ取扱ヨリ離脱シタル關係業者ニハ更生資金ヲ交付スル爲メ交付計畫ヲ定メ長官ノ承認ヲ受クルコト

二 小賣機關

(一) 小賣商業組合

(昭和十六年十一月二十五日已商第二、八二〇號經濟部長通牒ニ依ルコト)

(二) 購買組合又ハ購買會

購買組合又ハ大口消費團體ニ於テ結成セル購買會ニシテ過去ニ於テ相當取扱ノ實績ヲ有シ之ヲ活用スルコトガ當該地方ノ鮮魚介ノ配給ノ適正圓滑ヲ期スルト認メタル場合長官之ヲ指定シテ小賣機關トシテ活用シ得ルコト

第四 統制機關

北海道鮮魚介統制協會(以下統制協會ト稱ス)

(一) 目的

本道ニ於ケル鮮魚介ノ出荷配給ノ適正ト取引價格ノ公正ヲ圖ルヲ目的トスルコト

(二) 事業

1 出荷機關ヨリ提出セララルル出荷計畫ニ基キ綜合的の出荷計畫ノ樹立

2 卸賣機關ヨリ提出セララルル配給計畫ニ基キ綜合的配給計畫ノ樹立

3 道外ヨリ移入セララルル鮮魚介ノ一元的荷受及之ガ道内卸賣機

關ニ對スル一元配給

- 4 大口軍需品ノ納入
 - 5 鮮魚介ノ取引價格ノ指導
 - 6 鮮魚介ノ出荷配給ノ適正ト取引ノ指導改善
- (三) 構成員
- 1 出荷機關(會社及出荷團體)
 - 2 卸賣機關
 - 3 保證責任北海道漁業組合聯合會
 - 4 小賣機關ノ全道の聯合會
- (四) 出 資
- 出資總額一〇〇、〇〇〇圓一口百圓トスルコト
- (五) 經 費
- 出荷機關及卸賣機關ノ取扱額ヲ基準トシ之ノ千分ノ五ヲ超ヘザル範圍ニテ經費ヲ徵收スルモノタルコト
- (六) 役員ハ會長一名副會長二名事務理事一名常務理事、理事、常任監事及監事若干名トシ凡テ長官ノ指名タルコト
- 發起人ハ當選ニ於テ指名スルモノタルコト
- (七) 協會ノ規約ノ作成及變更、役員報酬ノ決定收支豫算ノ決定又ハ損益金ノ處分ハ長官ノ承認ヲ受クルコト
- (八) 協會ハ事業年度終了後遑滯ナク事業報告書ヲ當選ニ提出スルコト

第一 集荷 統制

一 道指定陸揚地ニ於ケル出荷機關ハ別記中號様式ニ依リ其ノ他ノ地

配給 統制

- 七 出荷機關ハ統制協會ヨリ指示アリタル出荷計畫ニ基キ道内ニ在リテハ本要綱ニ依リ配給機關ニ道外ニ在リテハ夫々府縣知事ノ指定ヲ受クル荷受機關ニ又ハ農林省令ニ依リ配給協會ニ販賣シ又ハ販賣委託ヲ爲スコト
 - 八 統制機關ハ同一條件ノ下ニ出荷セラレタル鮮魚介ガ荷受地ヲ異ニスルコトニ依リ委託者ノ收受スル代金ニ不等ヲ生ゼザル様ブール計算トスルコト
 - 九 出荷機關及漁業組合ハ其ノ取引スル鮮魚介ノ價格ニ關シテハ當該地ノ價格ノ評定委員會ノ指圖ニ従フコト取引價格ニ紛議ヲ生ジタルトキハ右委員長ノ指圖ニ必ズ従フモノナルコト
 - 十 出荷機關ハ毎月十日迄ニ前月ノ出荷狀況ヲ出荷計畫ノ様式ニ準ジ統制協會ニ報告スルコト、統制協會ハ右ヲ取纏メ全道の出荷狀況ヲ長官ニ報告スルコト
- 第二 配給 統制
- 一 道指定消費地域ニ於ケル卸賣機關ハ別記丙號様式ニ依リ其ノ他ノ地域ニ在リテハ出荷機關ガ別記丁號様式ニ依リ鮮魚介ノ配給計畫ヲ定メ統制協會ヘ提出スルコト
 - 二 統制協會ハ右配給計畫ニ基キ全道の配給計畫ヲ定メ長官ノ承認ヲ受クルコト
 - 統制協會ハ長官ノ承認ヲ受ケタル出荷計畫ニ基キ關係卸賣機關ニ必要ナル事項ヲ指示スルコト
 - 卸賣機關ハ右ノ指示ニ従フコト
 - 三 卸賣機關ハ統制協會ノ指示ニ依リ配給計畫ニ基キ當該地ニ出荷スベキ出荷機關ニ連絡ヲ爲シ制當セラレタル鮮魚介ノ確保ヲ圖ルコト

- ニ於ケル出荷機關ハ別記乙號様式ニ依リ鮮魚介ノ出荷計畫ヲ定メ統制協會ニ提出スルコト
- 二 統制協會ハ右出荷計畫ニ基キ全道の出荷計畫ヲ定メ長官ノ承認ヲ受クルコト
 - 統制協會ハ長官ノ承認ヲ受ケタル出荷計畫ニ基キ關係出荷機關ニ必要ナル指示ヲスルコト
 - 出荷機關ハ左ノ指示ニ従フコト
 - 三 道指定陸揚地ニ鮮魚介ヲ陸揚シタル者ハ其ノ陸揚シタル鮮魚介ヲ出荷機關ノ開設セル道指定集荷場ニ所屬漁業組合名ヲ以テ搬入スルコト
 - 漁業組合ハ鮮魚介カ集荷場ニ搬入セラレル際ニ立會ヲ爲シ搬入セル者ヲ代表シテ出荷機關ニ對シ權利ヲ得義務ヲ負フモノタルコト
 - 出荷機關ハ集荷場ニ搬入セラレタル鮮魚介ヲ地元小賣用地他方向地ニ加工用ニ荷割スルコト右ニ依リ他地方向及地元小賣用トシテ荷割ヲ受ケタルモノハ出荷機關ニ販賣シ又ハ販賣ノ委託ヲ爲シ地元加工用ノ指圖ヲ受ケタルモノハ加工團體(漁業組合ヲ含ム)又ハ加工團體ノ指圖シタル者ニ販賣スルヲ原則トスルコト
 - 四 農林大臣指定陸揚地ニ於テモ前號ニ準ズルコト
 - 五 道指定陸揚地外ニ陸揚セラレタル鮮魚介ヲ當該町村内ニ於テ使用又ハ消費若ハ販賣スルハ自由ナルモ當該町村外ニ出荷セントスルトキハ之ヲ所屬漁業組合名ヲ以テ出荷機關ニ販賣シ又ハ販賣ノ委託ヲ爲スコト
 - 六 出荷機關ハ委託販賣ヲ受ケタル鮮魚介ノ内金ヲ前渡スル様考慮スルコト

- 四 購買組合又ハ購買會ニ於テ配給スベキ鮮魚介ニ付テモ卸賣機關ガ全面的荷受ヲ爲スコト、但シ此ノ場合ニハ實費及手数料一%以外ハ何等ノ名目ヲ以テスルモ徵收シ得ザルコト
- 五 卸賣機關ハ毎月十日迄ニ前月ノ配給狀況ヲ配給計畫ノ様式ニ準シ統制協會ニ報告スルコト統制協會ハ右ヲ取纏メ全道の配給狀況ヲ長官ニ報告スルコト
- 六 卸賣機關ハ荷受シタル鮮魚介ヲ卸賣市場ニ於テ買出人ニ直接販賣スルコト、但シ購買組合又ハ購買會ニ於テ配給スルモノ、又ハ加工原料用ハ卸賣市場外ニ於テ一括引渡スモ差支ナキコト
- 七 卸賣機關ノ買出人タリ得ル者ハ小賣業者及從來當該地ニ於ケル卸賣市場又ハ産地ヨリ直接買入ヲ爲シタル加工業者トスルコト
- 八 鮮魚介ノ關係小賣商業組合ハ市町村長指導ノ下ニ組合員ノ整理統合ヲ圖リ消費者ニ適正配給ヲ爲ス様左記ニ準ジ當該地ノ實情ヲ考慮シ然ルベク措置ヲ講ズルコト
- (一) 小賣業者ノ整理統合ヲ圖ルコト
- (二) 小賣業者ノ配給地域ヲ決定スルコト
- (三) 同一小賣業者ハ家庭用鮮魚ト業務用鮮魚ト双方ノ配給ヲ爲サズ何レカ一方ノミ配給ヲ擔當スルコト
- (四) 一配給地域ニ於テ二以上ノ小賣業者ヲ在置シ消費者ハ隣保班長ニ自己ノ購入先ヲ登録シ小賣商組合ハ此ノ登録ヲ基準ニシテ小賣業者ガ卸賣機關ヨリ買受クベキ數量ノ基準ヲ定ムルコト消費者ガ購入先ヲ變更セントスルトキハ一月前ニ隣保班長ニ届出ブルコト
- 九 小賣業者ガ配給スベキ鮮魚介ヲ加工セザルコト

已ムヲ得ザル事情ニ依リ加工セントスルトキハ市町村長又ハ警察署長ノ承認ヲ受クルコト

十 卸賣機關鮮魚介關係ノ小賣商業組合及其ノ組合員ノ買受ケタル鮮魚介ノ販賣其ノ他處分ハ市町村長又ハ警察署長ノ指導監督ニ從ヒ之ヲ爲スモノナルコト

市町村長ハ區域内ノ鮮魚介ノ需給狀況ニ應ジ特ニ必要アリト認メタルトキハ警察署長ト協議ノ上指定卸賣機關又ハ鮮魚介關係ノ小賣商業組合ニ對シ必要ナル指圖ヲ爲スコト

○出荷及配給計畫鮮魚介類別表

區別名稱	魚種	内譯
第一種 大物	マグロ(メヂ、ビンナガラ含ム)カジキ	
第二種 惣菜物	サケ、マス、カツヲ(スマガツヲ、ハガツヲ、ソウダカツヲ、ヲ含ム)、アジ、サバ、ニシン、イワシ、サンマ、カレヒ(北海及沿海州物ニ限ル)タラ(スケトウダラヲ含ム)メヌケ(アコウ、キチジヲ含ム)、タチウヲ、トビウヲ、ムキザメ(モウカザメ、アブラザメニ限ル)スルメイカ、ヤリイカ、シイラ、ハマシマガツヲ(エチヲピア)、ホツケ	
第三種 特種物	エビ(シヤコヲ含ム)、カニ、イカ(スルメイカ、ヤリイカヲ除ク)タコ(イイダコヲ含ム)、カヒ	
第四種 漬物	グチ、エソ、ナガツカ、サメ(モウカザメ、アブラザメヲ除ク)、キス	
第五種 一般物	前記以外ノ魚類	

十一 相當額ニ達スル軍需用鮮魚介ハ統制協會ニ於テ直接出荷機關ヨリ荷受シテ納入スルモノタルコト

十二 道外ヨリノ鮮魚介ノ移入ヲ爲スモノハ原則トシテ統制協會之ニ當リ他ノ者ガ移入シタルトキハ其ノ移入シタル鮮魚介ノ全部ヲ統制協會ニ引渡スコト統制協會ハ鮮魚介ノ種類、數量、用途等ヲ考慮シ豫メ道内ニ於ケル配給計畫ヲ定メ長官ノ承認ヲ受クルコト

(本要綱中ノ別記様式ハ追テ通達ス)

第三章 水産物

●水産物配給統制規則(昭和十七年一月七日) (農林省令第一號)

物資統制令ニ基キ水産物配給統制規則左ノ通定ム

第一條 物資統制令ニ依ル水産物ノ配給統制ニ付テハ別ニ定ムルモノヲ除クノ外本則ノ定ムル所ニ依ル

第二條 本則ニ於テ水産物トハ魚介藻類及其ノ加工品(塩漬罐詰ヲ除ク)並ニ鮮魚介配給統制規則第二條ノ鮮魚介以外ノ魚介藻類ニシテ食用ニ供セラルルモノヲ謂フ

第三條 農林大臣水産物ノ需給調整上必要アリト認ムルトキハ水産物ノ種類ヲ定メ其ノ指定スル者(以下統制機關ト稱ス)ニ對シ當該水産物ノ配給ニ關スル計畫ノ設定ヲ命ズルコトアルベシ

統制機關前項ノ規定ニ依ル命令ヲ受ケタルトキハ同項ノ計畫ニ付農林大臣ノ承認ヲ受クベシ

第四條 統制機關前條第二項ノ承認ヲ受ケタルトキハ當該計畫ニ基キ水産物ノ生産(加工ヲ含ム以下同ジ)又ハ配給ヲ業トスル者ニ對シ水産物ノ販賣其ノ他配給ニ關シ必要ナル指圖ヲ爲スベシ

水産物ノ生産、取扱又ハ配給ヲ業トスル者前項ノ指圖ヲ受ケタルトキハ之ニ從フベシ

第五條 農林大臣ノ指定スル水産物ノ生産又ハ移入ヲ業トスル者ハ特別ノ事情ニ依リ農林大臣ノ許可ヲ受ケタル場合ヲ除クノ外其ノ生産又ハ

移入ニ係ル水産物ヲ統制機關以外ノ者ニ譲渡スルコトヲ得ズ但シ農林大臣ノ指定スル者ニ譲渡スル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

第六條 農林大臣水産物ノ配給統制上特ニ必要アリト認ムルトキハ其ノ定ムル資格ヲ看スル者ニ對シ買入ヲ爲スベキ水産物ノ種類、數量、買入期間其ノ他買入ニ關シ必要ナル命令ヲ爲スコトアルベシ

水産物ノ生産者若ハ販賣ノ目的ヲ以テ水産物ヲ所有シ若ハ占有スル者又ハ此等ノ者ノ團體ハ其ノ所有シ又ハ占有スル當該水産物ニ付前項ノ規定ニ依ル命令ヲ受ケタル者ヨリ價格統制令第七條ノ規定ニ依リ定ムル最高販賣價格ニ依ル買入ノ申込アリタルトキハ其ノ申込ニ應ジ之ヲ賣渡スベシ

第七條 農林大臣ノ指定スル物品ノ生産ヲ業トスル者ハ特別ノ事情ニ依リ農林大臣ノ許可ヲ受ケタル場合ヲ除クノ外統制機關又ハ農林大臣ノ指定スル者ヨリ買受ケタルモノニ非ザレバ農林大臣ノ指定スル水産物ヲ當該物品ノ原料又ハ材料トシテ使用スルコトヲ得ズ

第八條 農林大臣水産物ノ配給統制上必要アリト認ムルトキハ水産物ノ種類ヲ定メ農林大臣ノ指定スル地域(以下指定消費地域ト稱ス)ニ於ケル荷受機關ヲ指定スルコトアルベシ

前項ノ指定ヲ受ケタル荷受機關(以下指定荷受機關ト稱ス)ハ當該水産物ノ配給ニ關スル計畫ヲ定ムベシ

第三條第一項及第四條ノ規定ハ第一項ノ規定ニ依ル指定アリタル場合ニ之ヲ準用ス

第九條 指定消費地域内ニ前條ノ水産物ヲ搬入スル者又ハ指定消費地域内ニ於テ生産セラレタル前條ノ水産物ヲ販賣スル者ハ當該指定消費地域ノ地方長官ノ許可ヲ受ケタル場合ヲ除クノ外其ノ搬入シ又ハ販賣ス

ル水産物ヲ當該指定消費地域ニ付農林大臣ノ指定シタル荷受關機以外ノ者ニ讓渡スルコトヲ得ズ

第十條 業務上水産物ノ使用若ハ消費ヲ爲ス者又ハ其ノ團體ニシテ指定消費地域内ニ住所所營業所事業場又ハ事務所ヲ有スルモノハ特別ノ事情ニ依リ地方長官ノ許可ヲ受ケタル場合ヲ除ク外當該指定消費地域内ニ所在スル水産物ノ販賣場以外ヨリ當該指定消費地域内ニ於テ使用シ又ハ消費スル水産物ヲ買受クル(買入ノ委託ヲ爲ス場合ヲ含ム以下同ジ)コトヲ得ズ

第十一條 地方長官水産物ノ配給統制上必要アリト認ムルトキハ指定荷受機關ヨリ水産物ノ買受ヲ爲スコトヲ得ル者ヲ指定シ又ハ當該指定消費地域ニ於テ水産物ノ小賣ヲ爲ス物ニ對シ水産物ノ配給先、配給數量又ハ配給方法ニ關シ一般ノ必要ナル命令ヲ爲スコトヲ得

第十二條 農林大臣又ハ地方長官水産物ノ配給統制上必要アリト認ムルトキハ物資統制令第二條、第三條、第九條乃至第十一條又ハ第十五條ニ基キ左ニ掲グル者又ハ其ノ團體ニ對シ水産物ノ生産、讓渡、讓受、寄託、保有、移動、保管、使用又ハ消費ニ關シ一般ノ必要ナル事項ヲ命ジ又ハ制限若ハ禁止ヲ爲スコトヲ得

一 水産物ノ生産ヲ業トスル者
二 水産物ノ販賣其ノ他配給ヲ業トスル者
三 水産物ノ移出若ハ輸出ヲ業トスル者又ハ移入若ハ輸入ヲ業トスル者
四 業務上水産物ノ使用又ハ消費ヲ爲ス者
五 水産物ノ保管ヲ業トスル者

第十三條 農林大臣又ハ地方長官必要アリト認ムルトキハ前條各號ニ掲グル者又ハ其ノ團體ニ付必要ナル報告ヲ徴シ又ハ當該官吏ヲシテ市場事業場、店舗、倉庫其ノ他ノ場所ニ臨檢シ業務ノ狀況若ハ帳簿其ノ他ノ検査ヲ爲サシムルコトヲ得
物資統制令第二十條第二項ノ規定ニ依ル證票ハ別記様式ニ依ル附則 本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス(別記様式省略)

◎水産物配給規則(農林省令)ニ依ル水産物指定告示

(昭和十七年四月六日)
(農林省告示第一九九號)

「沿革」 昭和十七年七月二十一日農林省告示第五百一號、昭和十七年九月二十九日農林省告示第六百四十八號改正

水産物配給統制規則第三條及第五條ノ規定ニ依リ左ノ通指定ス

- 一 第三條ノ水産物ノ種類及其ノ統制機關
 - (一) 北洋産鹽鱈 函館市豊川町二番地ノ二日本鮭鱈配給株式會社
 - (二) 燒竹 輪 東京市京橋區小田原町一丁目一番地ノ二 全國燒竹輸出荷統制組合
 - (三) 乾海苔 東京市日本橋區蠟燭町一丁目二十一番地ノ三 全國海苔配給統制組合
 - (四) 燒海苔(味付燒海苔ヲ含ム) 東京市大森區大森七丁目七番地 日本乾海苔加工工業組合聯合會
 - (五) 寒天 東京市日本橋區江戸橋町二丁目九番地 日本寒天統制株式會社
 - (六) 寒天原藻(石花菜、オゴ、イギス、エゴ、イタニ草其ノ他)ノ海藻ニシテ寒天及心太ノ製造ニ供スルモノ) 東京市芝區海岸通一ノ二〇ノ三 保證責任全國漁業組合聯合會
 - (七) 鯨節及雜節(乾製品ヲ含ミ鹽製品ヲ除ク) 東京市日本橋區小舟町一丁目五番地ノ一 全國鯨節類統制組合
 - (八) 昆布及柔魚製品(鰯(耳、脚、皮又ハ胴ヲ含ム)、鹽藏柔魚並ニ

○昆布並柔魚製品配給統制要綱(案)

一 統制スベキ品目

- (1) 昆布
 - 註 昆布第二次加工製品ハ品質ノ改善ヲ圖ルコトヲ目的トシテ適切ナル方法ヲ講ズルコト
- (2) 柔魚製品
 - イ 鰯(一番鰯、二番鰯、生乾鰯、兩及ムレ鰯、鰯皮及足等)
 - ロ 鹽干鰯
 - ハ 鹽藏鰯(鹽藏柔魚ヲ含ム)
 - ニ 鹽藏煮柔魚(煮柔魚ヲ含ム)

二 統制機關

- (1) 日本海產物販賣株式會社(資本金三百萬圓四分ノ一拂込)ハ從來ノ昆布、貝柱、乾鮑、海參及鹽鱈ノ輸出取扱ヲ廢止シ新ニ全漁聯系統機關並昆布及柔魚製品關係元卸業者ヲ構成員トスル資本金三百萬圓全額拂込ノ日本海產物配給會社ニ改造シ之ヲ水産物配給統制規則ニ基キ統制機關ニ指定スルコト
- (2) 業一昆布並柔魚製品ノ買取保護及計畫的配給ヲナスコト

三 統制機關ノ出資並配分

- (1) 現在ノ日海販ノ株式六〇、〇〇〇株(一株五〇圓)ノ持株ヲ概ネ左ノ通り整備スルモノトス
- 漁業組合關係(三〇、〇〇〇株)
- 全漁聯及道縣漁聯

柔魚鹽辛) 東京市赤坂區溜池町三十番地 日本海產物配給株式會社
第五條ノ水産物ノ種類

北洋産鹽鱈

乾海苔

寒天

寒天原藻(石花菜、オゴ、イギス、エゴ、イタニ草其ノ他)ノ海藻ニシテ寒天及心太ノ製造ニ供スルモノ)

鯨節及雜節(煮乾製品ヲ含ミ鹽製品ヲ除ク)

昆布及柔魚製品(鰯(耳、脚、皮又ハ胴ヲ含ム)、鹽藏柔魚並ニ柔魚鹽辛)

三 第五條但書ノ農林大臣ノ指定スル者

乾海苔ニ付 乾海苔生産者團體

寒天原藻ニ付 寒天原藻生産者團體

鯨節及雜節ニ付 鯨節及雜節生産者團體

昆布及柔魚製品ニ付 漁業組合、道府縣漁業組合聯合會、保證責任全國漁業組合聯合會

柔魚製品業者關係（一五、〇〇〇株）
日本鰻、函館鰻及關西鰻其ノ他
昆布業者關係（一五、〇〇〇株）
日本昆布及其ノ他

(2) 出資ニ對スル株式配當ハ年六分以内トス

四 集 荷

生産者ヨリ道府縣漁聯、全漁聯ヲ通シテ集荷セシム、但シ鰻ノ集荷業者ハ過去ノ実績ヲ參酌シテ漁業組合又ハ道府縣漁聯ニ從屬セシメ一定ノ手数料ヲ以テ集荷ノ實務ヲ取扱ハシムモノトス

五 配給協議會

農林省並ニ各關係官廳係官、統制機關、道縣漁聯、全漁聯、配給關係各代表者ヲ以テ配給協議會ヲ組織シ配給計畫ヲ樹立スルモノトス

六 配給方法

統制機關ヨリ一般民需ハ各道府縣荷受機關又ハ消費地區荷受機關ニ、加工原料ハ加工業者團體ニ、移輸出及軍需其ノ他特殊需要ニ就テハ別途ニ夫々配給スルモノトス

●北海道水産物配給統制規則

（北海道廳令第三十五號）
昭和十七年三月四日

昭和十七年農林省令第一號水産物配給統制規則ニ基キ北海道水産物配給統制規則左ノ通定ム

第一條 本道ニ於ケル水産物ノ配給統制ニ付テハ別ニ定ムルモノヲ除クノ外本令ノ定ムル所ニ依ル

第二條 長官ノ指定シタル水産物（以下指定水産物ト稱ス）ハ左ニ掲グル場合ヲ除クノ外長官ノ指定シタル組合（以下單位組合ト稱ス）ニ非ザレバ之ヲ生産者ヨリ買受ケ又ハ販賣ノ委託ヲ受クルコトヲ得ズ

一 元賣機關ガ長官ノ指定シタル生産者（以下漁業會社ト稱ス）ヨリ指定水産物ヲ買受ケ又ハ販賣ノ委託ヲ受クル場合

二 水産物ノ集荷ヲ業トスル者ニシテ長官ノ許可ヲ受ケタル者（以下集荷業者ト稱ス）ガ其ノ指定シタル數量ノ範圍内ニ於テ指定水産物ヲ買受ケ又ハ販賣ノ委託ヲ受クル場合

三 特別ノ事由ニ因リ長官ノ許可ヲ受ケタル場合

四 其ノ他長官ノ指定シタル場合

第三條 單位組合又ハ集荷業者ハ前條ノ規定ニ依リ買受ケ又ハ販賣ノ委託ヲ受ケタル指定水産物ヲ長官ノ指定シタル組合聯合會（以下聯合會ト稱ス）以外ノ者ニ販賣シ又ハ販賣ノ委託ヲ爲スコトヲ得ズ但シ長官ノ指定シタル場合又ハ特別ノ事由ニ因リ長官ノ許可ヲ受ケタル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

第八條 聯合會及漁業會社ハ集荷計畫ヲ、元賣機關及卸賣機關ハ配給計畫ヲ定メ長官ノ承認ヲ受クベシ
第九條 長官水産物ノ驗給統制上必要アリト認ムルトキハ卸賣機關ヨリ水産物ノ買受ヲ爲スコトヲ得ル者ヲ指定シ又ハ元賣機關、卸賣機關若ハ道内ニ於テ水産物ノ小賣ヲ爲ス者ニ對シ水産物ノ配給先、配給數量又ハ配給方法ニ關シ一般ノ必要ナル命令ヲ爲スコトアルベシ
第十條 長官水産物ノ需給調整ヲ圖ル爲物品ヲ指定シタルトキハ水産物ヲ當該物品ノ原料又ハ材料トシテ業務上使用スルコトヲ得ズ但シ特別ノ事由ニ因リ長官ノ許可ヲ受ケタル場合ハ此ノ限ニ在ラズ
第十一條 本令ノ運用上必要ナル事項ヲ調査審議スル爲北海道水産物需給調整協議會（以下協議會ト稱ス）ヲ設ク
協議會ニ關スル規程ハ長官別ニ之ヲ定ム
附 則 本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

第四條 聯合會ハ其ノ買受ケ又ハ販賣ノ委託ヲ受ケタル指定水産物ヲ、漁業會社ハ其ノ生産シタル指定水産物ヲ、長官ノ指定シタル者（以下元賣機關ト稱ス）以外ノ者ニ販賣シ又ハ販賣ノ委託ヲ爲スコトヲ得ズ但シ長官ノ指定シタル場合又ハ特別ノ事由ニ因リ長官ノ許可ヲ受ケタル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

第五條 元賣機關ハ左ニ掲グル場合ヲ除クノ外長官ノ指定シタル者（以下卸賣機關ト稱ス）以外ノ者ニ其ノ買受ケ又ハ販賣ノ委託ヲ受ケタル指定水産物ヲ販賣シ又ハ販賣ノ委託ヲ爲スコトヲ得ズ

一 道外ノ配給機關ニ販賣シ又ハ販賣ノ委託ヲ爲ス場合

二 農林大臣ヨリ指示アリタル場合

三 特別ノ事由ニ因リ長官ノ許可ヲ受ケタル場合

四 其ノ他長官ノ指定シタル場合

第六條 水産物配給統制規則第三條ノ規定ニ依ル統制機關ガ本道ニ對シ配給スル水産物ハ卸賣機關ニ非サレバ之ヲ統制機關ヨリ買受ケ又ハ販賣ノ委託若ハ買受ノ斡旋ヲ受クルコトヲ得ズ但シ特別ノ事由ニ因リ長官ノ許可ヲ受ケタル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

第七條 道外ヨリ長官ノ指定シタル水産物（以下移入水産物ト稱ス）ヲ搬入スル者ハ左ニ掲グル場合ヲ除クノ外其ノ搬入シタル移入水産物ヲ卸賣機關ニ賣渡スベシ

一 自己ノ消費ニ充ツル目的ヲ以テ五貫ヲ超エザル數量ヲ搬入シタル場合

二 贈答ノ目的ヲ以テ搬入シタル場合

三 特別ノ事由ニ因リ長官ノ許可ヲ受ケタル場合

四 其ノ他長官ノ指定シタル場合

◎北海道水産物需給調整協議會 規程

(昭和十七年五月二十二日)
北海道廳告示第八百三十三號

北海道水産物配給統制規則第十一條ノ規定ニ依リ北海道水産物需給調整協議會規程左ノ通定ム

北海道水産物需給調整協議會規程

- 第一條 本會ハ北海道水産物需給調整協議會ト稱ス
- 第二條 本會ハ事務所ヲ北海道廳經濟部食糧課内ニ置ク
- 第三條 本會ハ北海道産及道外ヨリノ移入ニ係ル水産物(以下製品ト稱ス)ノ集荷並ニ配給ノ適正ヲ期スルヲ以テ目的トシ左ノ業務ヲ行フ
 - 一 道内製品ノ集荷計畫ノ樹立及集荷機關ノ指導監督
 - 二 道内製品ノ配給計畫ノ樹立及配給機關ノ指導監督
 - 三 道外製品ノ集荷計畫ノ樹立
 - 四 道外製品ノ配給計畫ノ樹立及配給機關ノ指導監督
 - 五 製品ノ需給調整上必要ナル事項ノ調査審議
 - 六 中央統制機關及各府縣統制機關トノ連絡協調
- 第四條 本會ハ會長一名、副會長二名、委員若干名ヲ以テ之ヲ組織ス
- 第五條 會長ハ北海道廳長官ヲ、副會長ノ中一名ハ北海道廳經濟部長ヲ以テ之ニ充ツ
- 副會長ノ中一名及委員ハ製品ノ生産者、配給業者、輸出業者ノ組織ス

三〇

- ル團體ノ役員及學識經驗アル者ノ中ヨリ長官之ヲ任命又ハ委嘱ス
- 第六條 會長ハ會務ヲ總理ス
- 副會長ハ會長ヲ補佐シ會長事故アルトキハ豫メ會長ノ定メタル順位ニ依リ之ヲ代理ス
- 會長、副會長共ニ事故アルトキハ會長ノ指名シタル者其ノ職務ヲ代行ス
- 委員ハ本會ノ業務ニ付之ヲ評議ス
- 第七條 本會ニ幹事及書記若干名ヲ置ク
- 幹事ハ製品ノ集荷配給其ノ他需給調整ニ關係アル官公吏及關係團體ノ役員中ヨリ會長之ヲ任命又ハ委嘱ス
- 幹事ハ會長ノ指揮ヲ承ケ事務ヲ掌理ス
- 書記ハ會長之ヲ任命シ上司ノ指揮ヲ承ケ庶務ニ従事ス
- 第八條 本會ノ經費ハ別ニ定ムル所ニ依リ團體之ヲ負擔ス

○北海道水産物配給統制規則施行 ニ依ル製品ノ取扱ニ關スル通牒

(昭和十七年六月十日)
道廳通牒午食第八五四號

本年三月北海道廳令第三十五號ヲ以テ「北海道水産物配給統制規則」公布セラレタルモ四月八日午食第五六九號ヲ以テ規則第二條乃至第五條ノ規定ニ依ル組合、同聯合會、元賣及卸賣機關ノ指定セララル迄ハ右規則ヲ運用セズ從來通取引セシムルモ差支ナキ旨通牒致置候處六月四日北海道廳告示第九百二十八號ヲ以テ右組合等指定セラレタルヲ以テ長官指定水産物ハ漁業組合又ハ工業組合若ハ集荷ヲ業トスル者ニシテ長官ノ許可ヲ受ケタル者ニ非ザレバ之ヲ生産者ヨリ買受ケ又ハ販賣ノ委託ヲ受ケタルヲ得ザルコトト相成候條左記留意ノ上指導監督(取締)上遺憾ナキヲ期セラレ度

記

- 一 既契約ノモノト雖モ買受人ニ於テ其ノ水産物ノ引渡ヲ受ケザルモノハ本規定ノ適用ヲ受クルモノトス但シ集荷機關告示ノ際現ニ輸送中ノモノ(運送業者ニ引渡シタルモノヲ含ム)ハ引渡シタルモノト

看做シ本規則ヲ適用セザルコト

- 二 集荷機關ニ於テ集荷機關トシテ指定ヲ受クル以前ニ買受ケ又ハ販賣ノ委託ヲ受ケタル水産物ハ本規則ニ依リ取扱フコト
- 三 現ニ元卸業者又ハ卸賣業者ノ手持セル水産物ニ就イテハ可及的元賣組合又ハ卸商業組合ニ譲渡スル様指導スルコト
- 六月末迄ニ引渡ヲ完了セズシテ元賣業者又ハ卸賣業者ノ手持セル水産物ニ就イテハ強制的ニ卸商業組合ニ譲渡セシムル様指導スルコト
- 四 鹽鮭、鹽鱒ニ就イテハ北海道水産物検査所ノ検査済ノモノ(差當リ大體二〇%以上施鹽シタルモノ)ハ本規則ニ依リ、然ラザルモノハ「北海道鮮魚介配給統制規則」ニ依リ統制スル方針ナルコト

三一

○水産物配給統制要綱

(昭和十七年二月一日)
道廳通牒午食第一二三號

標記ノ件ニ關シ近ク北海道廳令ヲ制定公布シ本道水産物ノ需給調整ヲ圖ルベキモ之ガ公布ニ先立テ現下ノ集荷配給機構ヲ整備スルハ緊要ナルヲ以テ左記水産物配給統制要綱ニ基キ關係方面ト協議ノ上速急機構整備相成度

記

水産物配給統制要綱

第一 統制品目

- 一 統制スベキ鹽乾魚介藻類(以下製品ト稱ス)ハ長官ノ指定シタル品目ニシテ第一次ニハ左ノモノヲ統制スルコト
 - (一) 鱈製品 身欠鱈(生乾ヲ含ム) 鹽鱈(總テノ鹽物ヲ含ム) 鹽鱈、乾鱈
 - (二) 鱈製品 棒鱈(生乾ヲ含ム) 棒鱈(同) 乾鱈(同) 乾鱈(同) 抄身鱈、皮制鱈、鹽鱈、切鱈、切鱈、鱈ノ子、鱈ノ子、明太(生乾ヲ含ム) 身欠鱈、身欠鱈
 - (三) 鮭製品(煮鮭ヲ除ク)
 - (四) 鱈製品 鹽鱈(餌料鱈ヲ除ク) 目刺鱈(類刺ヲ含ム) 煮乾鱈、素乾鱈、燒乾鱈、鹽乾鱈
 - (五) 鹽鮭、鹽鱈、鮭筋子、鱈筋子(鮭、鱈イクラヲ含ム)

三四

第二 配給機構

- (六) 貝柱、乾鮑、鹽鮑、海參(藤子ヲ含ム)
- (七) 鮭及鮭製品 鹽藏品、乾製品
- 一 集荷機構
 - (一) 漁業組合及北海道漁業組合聯合會(以下道廳ト稱ス)
 - (二) 産業組合
 - 同一地域ニ於テ漁業組合及産業組合併存スルトキハ集荷機關トシテ漁業組合ニ重點ヲ置クモ從來ノ業務遂行狀況及取引關係、依リ漁業組合ニノミ依據スルコト困難ナル場合ハ産業組合ヲ活用スルモノトス
 - (三) 工業組合及北海道水産製品工業組合聯合會(以下水工聯ト稱ス)
- 同一人ニシテ漁業組合工業組合双方ニ加入スル者アルヲ以テ兩者ノ分野ヲ左ノ如ク明確ニ區分シ重複磨擦ヲ來サシメザルモノトス
 - 1 漁業者ハ漁業組合ニ加入セシムルコト
 - 2 加工業者ハ工業組合ニ加入セシムルコト
 - 3 前號1及2以外ノ場合即チ兼業者ハ左ニ依リ何レカニ分屬セシメ苟クモ兩組合ノ重複統制ヲ受クルコトナカラシムルコト
- (1) 漁撈ヲ主トシテ加工ヲ副業トスル者ハ漁業組合ニ加入セシムルコト
- (2) 漁撈及加工ヲ同一程度ノ規模ニ於テ爲ス者ハ漁業組合ニ加入セシムルコト

組スルコト

- (3) 純漁村ニ於テ單ニ漁業權又ハ入漁權ヲ有スルノミニシテ自ラ漁撈ヲ爲サズ加工ヲ主業トスル者及純然タル加工專業者ト雖モ漁業組合ニ加入セシムルコト
- (4) 純漁村ニ非ザル地ニ於テ加工ヲ主業トシテ漁撈ヲ副業トスル者、單ニ漁業權又ハ入漁權ヲ有スルノミニシテ自ラ漁撈ヲ爲サズ加工ヲ主業トスル者及純然タル加工專業者ハ工業組合ニ加入セシムルコト
- (5) 漁村ニ於テ特殊事情アリト認メラレタル既存工業組合ハ從來通り存続セシムルコト
- 以上ノ如ク明確ニセラレタル分野ニ依リ各種資材ノ配給及製品ノ集荷ヲ爲スコト(尙調味原料ノ配給ニ關シテハ研究調査ノ上決定スルコト)
- (四) 資本漁業(以下漁業會社ト稱ス)
 - 相當額ノ資本金ヲ以テ自ラ漁業ヲ營ミ其ノ漁獲物ヲ加工スルモノハ之ヲ道廳又ハ水工聯ノ統制下ニ置クコトハ事實困難ナルヲ以テ之等(例ヘバ合同會社、鮭鱈關係會社等)ノモノハ長官ノ指定ヲ受ケテ自己ノ製品ノ集荷機關トシテ獨立ノ地位ヲ認ムルコト
- 二 配給機關
 - (一) 北海道水産製品元賣組合(以下元賣組合ト稱ス)
 - 1 集荷機關タル道廳、水工聯又ハ漁業會社ヨリ其ノ製品ヲ買受ケテ之ヲ道内又ハ道外ノ卸賣機關ニ販賣ヲ爲シ以テ製品ノ配給ノ適正ト價格ノ公正ヲ期スルヲ以テ目的トスルコト
 - 元賣組合ハ差當リ組合組織トスルモ可及的速ニ株式組織ニ改

三五

- ハ 元賣業者間ノ賣買シタル実績ハ折半シタル額ヲ以テ賣績トスルコト
- ニ 可及的專業者ヲ中心トシ最近ノ配給機構ノ變革又ハ混亂ノ間隙ニ乘ジ新規開業又ハ不當ニ進出シタル業者ノ出資ハ之ヲ認メザルカ又ハ著シク抑制シタル範圍内ニ於テ認ムルコト
- ホ 集荷ト元賣ト兼業スル者ノ元賣ノ実績ハ其ノ儘認ムルコト
- ヘ 元賣ト卸賣トノ兼業ハ之ヲ認メザルコト、從ツテ同一人ガ元賣組合ト卸賣機關トノ双方ニ參加スルコトハ認メザルコト
- (イ) 元賣実績ガ卸賣実績ノ一倍半以上ニ達スル場合ハ元賣業者トシテ取扱ヒ、元賣実績ニ卸賣実績ノ十五割ヲ加算シタルモノヲ以テ元賣実績ト看做スコト
- (ロ) 元賣実績ガ卸賣実績ノ一倍半ニ達セザル場合ハ卸賣業者トシテ取扱ヒ、卸賣実績ニ元賣実績ノ六割六分ヲ加算シタルモノヲ以テ卸賣実績ト看做スコト
- ト 集荷機關タル道聯及水工聯又ハ長官ノ承認ヲ得テ出資ヲ所有シ得ル者ノ出資所有標準ハ發起人會又ハ役員會ニ於テ定メ長官ノ承認ヲ受クルコト
- チ 出資ノ所有三關シ紛議ヲ生ジタルトキハ總テ長官ノ指示ニ從フコト
- 5 發起人ハ當廳ニ於テ指名スルモノナルコト
- 6 元賣組合ニハ理事長一名、専務理事一名、常務理事若干名

- 理事若干名、常任監事若干名、監事若干名ヲ置キ其ノ選任ハ總テ長官ノ指名ニ依ルコト
- 7 元賣組合ノ内部ニハ總務部會、歸還部會、歸部會、筋子部會、鮭鱒部會、雜部會ヲ設置シテ内部計算ハ各部會毎ニ獨立セシムルコト
- 8 元賣組合ハ從來製品ノ集荷配給ノ爲ニ結成セラレタル明太配給組合、酢醃配給組合、醬子配給組合其ノ他ノ組合ノ權利義務及資產負債ヲ繼承スルコトヲ得ルコト
- 左ノ場合繼承スベキ權利義務又ハ資產負債ノ範圍及繼承ノ方法ニ付テハ當廳ノ承認ヲ受クルコト
- 當廳ニ於テハ右ノ權利、義務資產、負債ニシテ不健全ナルモノ若ハ妥當ナラザルモノハ其ノ繼承ヲ認メザル方針ナルコト
- 9 元賣組合ハ利益金ノ一部ヲ更生資金トシテ製品ノ取扱ヨリ離脱シタル元賣業者ニ交付スルヲ得ルコト
- 右ノ場合一定ノ交付計畫ヲ定メ長官ノ承認ヲ受クルコト
- 10 元賣組合ノ職員及經費ハ可及的小範圍内ニ止ムルコト
- 11 元賣組合ノ規約ノ作成及變更並ニ役員報酬ノ決定、利益金ノ處分ハ長官ノ承認ヲ受クルコト
- 12 元賣組合ハ事業年度終了後遲滞ナク事業報告書ヲ當廳ニ提出スルコト
- (二) 卸賣機關
 - 1 北海道水産製品卸賣商業組合(以下卸賣機關ト稱ス)
 - (1) 元賣組合ヨリ製品ヲ共同購入シ之ヲ道内小賣關係機關ニ共同販賣ヲ爲シ以テ道内ニ於ケル製品ノ配給ノ適正ト價格

ノ公正ヲ期スルヲ以テ目的トスルコト

(2) 構成員並ニ出資ノ標準ハ左ニ依ルコト

イ 製品ノ道内卸賣ヲ業トスル者ニシテ年販賣額五萬圓以上ノ者

- ロ 五萬圓ニ達セザル者ハ數名合同シテ參加シ得ルコト
- ハ 元賣ト卸賣トノ兼業者ニ付テハ元賣組合ノ項ニ於テ既述セルニ、(一) 4 (2) (イ) (ロ) ニ依ルコト
- ニ 卸賣ト小賣トノ兼業者ハ之ヲ認メザルコト從ツテ同一人ガ卸賣機關ト小賣機關トノ双方ニ參加スルコトハ認メザルコト
- (イ) 卸小賣兼業者ニシテ卸賣実績ガ小賣実績ノ三倍以上ニ達スル場合ハ卸賣業者トシテ取扱ヒ卸賣実績ニ小賣実績ノ三割五分ヲ加算シタルモノヲ以テ卸賣実績ト看做スコト
- (ロ) 卸賣実績ガ小賣実績ノ三倍ニ達セザル場合ハ小賣業者トシテ取扱ヒ小賣実績ニ卸賣実績ノ三十割ヲ加算シタルモノヲ以テ小賣実績ト看做スコト
- ホ 卸賣業者ノ出資ノ割合ハ昭和十二、十三、十四年度ノ卸賣ノ実績ヲ基準トスルコト
- ヘ 右三箇年間ノ内実績ナキ年度アルトキハ其ノ内実績アル最近ノ年度ノ実績ノ六割ヲ以テ実績ナキ年度ノ実績ト看做スコト
- 卸賣業者間ノ賣買シタル実績ハ兩者ニ於テ折半シタル額ヲ以テ実績ト看做スコト

チ 可及的專業者ヲ中心トシ最近ノ配給機構ノ變革又ハ混亂ノ間隙ニ乘ジ新規開業又ハ不當ニ進出シタル業者ノ出資ハ之ヲ認メザルカ又ハ著シク抑制シタル範圍内ニ於テ認ムルコト

- (3) 卸賣機關ノ地區ハ全道一圓トスルコト
- (4) 卸賣機關ノ設立發起人ハ當廳ニ於テ指名スルコト
- (5) 卸賣機關ノ役員ノ選任ハ當廳ノ承認ヲ受クルコト
- (6) 卸賣機關ノ主たる事務所ヲ札幌市ニ置キ必要アル地ニ支所又ハ出張所ヲ設クルコト
- 右支所、出張所又ハ倉庫等ニ於テハ北海道海産物商業組合聯合會又ハ卸賣業者ノ人的設備ヲ優先的ニ活用スルコト
- (7) 卸賣機關ハ構込出資額ニ對シ六分以上ノ配當ヲ爲シ得ル剩餘金ヲ生ジタルトキ又ハ生ズル見込アルトキハ其ノ超過シタル剩餘金ヲ更生資金トシテ製品ノ取扱ヨリ離脱セル卸賣業者ニ交付スルコトヲ得ルコト
- 右ノ場合一定ノ交付計畫ヲ定メ長官ノ承認ヲ受クルコト
- 2 北海道信用販賣購買組合聯合會(以下北聯ト稱ス)
- 長官必要アリト認ムルトキハ卸賣機關トシテ活用スルコトアルベキコト
- (三) 小賣配給機關
 - 1 小賣商業組合(昭和十六年十一月二十五日已商第二八二〇號「鮮魚介及鹽干魚介藻類小賣配給機構整備ニ關スル件」經濟部通牒參照)

- (1) 函館市及小樽市
 - イ 鮮魚介ノ小賣販賣業ヲ營ム者ヲ以テ魚小賣商業組合ヲ設立スルコト
 - ロ 鹽干魚介海藻類(以下鹽干魚ト稱ス)ノ小賣販賣業ヲ營ム者ハ總テ酒類食料品雜貨小賣商業組合ニ加入セシメ(鮮魚商ニシテ鹽干魚ヲ取扱フ者ハ加入セシメズ)タル上鹽干魚部會ヲ設置シ之ニ所屬セシムルコト
 - ハ 札幌、旭川、室蘭、釧路及帶廣ノ各市
 - イ 鮮魚、鹽干魚ノ小賣販賣業ヲ營ム者ヲ以テ鮮魚鹽干魚小賣商業組合ヲ設立スルコト
 - ロ 食料品雜貨商等ニシテ鹽干魚ノ小賣販賣ヲ爲シ居ル者ハ酒類食料品雜貨小賣商業組合ニ加入セシメタル上鹽干魚部會ヲ設置シ之ニ所屬セシムルコト
 - イ 野付、牛町及岩見澤町
 - イ 鮮魚、鹽干魚ノ小賣販賣業ヲ營ム者ヲ以テ鮮魚鹽干魚小賣商業組合ヲ設立スルコト
 - ロ 食料品雜貨商又ハ其ノ他ノ商業者ニシテ鹽干魚ノ小賣販賣ヲ爲シ居ル者ハ綜合商業組合ニ加入セシメタル上鹽干魚部會ヲ設置シ之ニ所屬セシムルコト
 - イ 七市及野付、岩見澤ヲ除ク各町村
 - イ 鮮魚、鹽干魚ノ小賣商業ヲ營ム者ヲ全面的ニ地區商業組合ニ加入セシメ鮮魚鹽干魚部會(又ハ鮮魚鹽干魚含ム食料品關係部會)ヲ設置シ之ニ所屬セシムルコト
- (2) (1)乃至(4)ノ要領ニ依リ商業組合ヲ新設又ハ整備ノ際ハ十

- 月二十一日已商第二五八四號「外賣ヲ業トスル者ノ商業組合加入ニ關スル件」及十月十二日已商第二五一號「商業組合内部組織整備ニ關スル件」參照ノ上處置スルコト
- (6) 右要領ニ依リ設立又ハ整備セララル各小賣商業組合ハ其ノ取扱高實績ヲ卸賣機關ニ登録シ、卸賣機關ハ之ニ基キ各小賣商業組合ニ對スル荷割ノ比率ヲ定メ配分ノ適正ヲ期スルコト
- 右荷割比率ヲ定ムル場合ハ市町村、警察署、商工會議所又ハ商工會ノ係員ノ意見ヲ尊重シ嚴正公平ニ決定スルコト
- 2 購買組合
- 3 購買會
- 購買組合又ハ大口消費團體ニ於テ結成セル購買會ニシテ過去ニ於テ相當數ノ取扱實績ヲ有シ之ヲ活用スルトキハ當該地方ノ配給ノ適正圓滑ヲ期シ得ルト認メラルル場合ハ長官之ヲ小賣機關トシテ指定シ活用シ得ルコト
- (四) 既存配給組合
- 製品ノ集荷配給ノ爲ニ既ニ結成セラレタル
- 北海道海產物商業組合聯合會
- 明太 配給組合
- 鮭 配給組合
- 鱈 配給組合
- 其ノ他各種組合ハ全部改組シテ本統制要綱ニ依ル統制方針ニ準據シ再編成スルコト

三 統制機關

北海道水產製品統制協議會(以下協議會ト稱ス)
北海道ニ於ケル製品ノ計畫的集荷、配給其ノ他需給調整ヲ圖ル爲長官監督ノ下ニ協議會ヲ設クルコト

- (一) 構成員
 - 1 道 聯
 - 2 水 工 聯
 - 3 北 聯
 - 4 漁業會社
 - 5 元賣組合
 - 6 日本海產物輸出組合
 - 7 卸賣機關及小賣配給機關
 - 8 學識經驗アル者
 - 9 其ノ他長官ニ於テ指定シタル者
- (二) 役員
 - 1 會 長 長官ヲ推戴スルコト
 - 2 副會 長 二名(内一名ハ經濟部長ヲ推戴スルコト)
 - 3 理 事 若干名
- (三) 事業目的
 - 1 道内製品ノ集荷計畫ノ樹立及集荷機關ノ指導監督
 - 2 道内製品ノ配給計畫ノ樹立及配給機關ノ指導監督
 - 3 道外製品ノ集荷計畫ノ樹立
 - 4 道外製品ノ配給計畫ノ樹立及配給機關ノ指導監督
 - 5 製品ノ需給調整上必要ナル事項ノ調査審議
 - 6 中央統制機關及各府縣統制機關トノ連絡協調

(四) 經費

- 團體タル會員之ヲ負擔スルコト
- 第三 集 荷 統 制
 - 一 長官ノ指定シタル鹽干魚介海藻類(以下製品ト稱ス)ノ生産者ハ其ノ所屬スル漁業組合、工業組合又ハ産業組合ニ其ノ生産ニ係ル製品ノ販賣ノ委託ヲ爲スコト
 - 何レノ組合ニモ所屬セサル者ハ漁業組合ニ販賣又ハ販賣ノ委託ヲ爲スコト
 - 二 漁業組合、産業組合又ハ工業組合ハ其ノ買受又ハ販賣ノ委託ヲ受ケタル製品ヲ漁業組合及産業組合ハ道聯ニ、工業組合ハ水工聯ニ夫々販賣又ハ販賣ノ委託ヲ爲スコト
 - 三 長官ノ指定ヲ受ケタル者(以下漁業會社ト稱ス)ハ前二項ノ規定ニ依ラズ直接配給機關ニ其ノ製品ノ販賣又ハ販賣ノ委託ヲ爲スコト
 - 四 從來製品ノ集荷ヲ業トシタル者(以下集荷業者ト稱ス)ハ長官ノ許可ヲ受ケ長官ノ指定シタル數量ノ範圍内ニ於テ集荷ニ從事シ得ルコト
 - 道聯又ハ水工聯ハ右集荷業者ヲ委託集荷人ト爲シ其ノ智識、經驗、設備及金融ヲ利用スルコト
 - 集荷業者ニシテ從來道聯又ハ水工聯ノ純然タル委託集荷人ナリシ者ハ從來ノ形態ニ於テ取引ヲ爲シ其ノ他ノ集荷業者ト雖モ可及的右ノ形態ニ依リ一定ノ手数料ノ交付ヲ受クルコト但シ集荷業者ノ希望ニ依リ自己ノ計算ニ於テ取引スルモ差支ナキコト
 - 五 集荷業者ハ其ノ集荷シタル製品ノ種類別數量ヲ其ノ產地漁業組合又ハ工業組合(協議會ニ於テ指定シタル場合ハ産業組合)ニ申告ス

ルト共ニ現品ハ道聯又ハ水工聯ニ引渡スコト
六 道聯及水工聯ハ委託集荷人ノ解任セントスルトキハ豫メ其ノ理由ヲ具シ協議會ノ承認ヲ受クルコト
長官必要アリト認ムルトキハ集荷業者ノ申合組合ノ結成ヲ認ムルトアルコト

七 道聯、水工聯及漁業會社ハ其ノ買受ケ又ハ販賣ノ委託ヲ受ケタル製品ヲ産地最寄驛倉庫渡ヲ以テ元賣組合ニ販賣又ハ販賣ノ委託ヲ爲スコト但シ離島、僻村其ノ他特別ノ事情アル場合ニハ製品ノ受渡場所ハ從來ノ商習慣ニ從フコト

八 農林省ニ於テ統制シタル水産物ニシテ道内ニ配給セララルモノハ卸賣機關ニテ一元的ニ取扱フコト

九 道外ヨリノ製品ノ移入ハ卸賣機關ニ於テ一元的ニ之ヲ爲スコト卸賣機關以外ノ者ガ移入シタル場合ニハ特別ノ事情アル場合以外ハ其ノ移入シタル製品ノ全部ヲ卸賣機關ニ賣渡スコト

十 道外ヨリ移入シタル製品ト雖モ長官ノ指定シタル場合ノモノハ統制外ニ置クコトアルベキコト

第四 配給 統制
一 協議會ハ道聯、水工聯及漁業會社等ノ集荷機關ヨリ毎月集荷豫想調ヲ徴シテ集荷計畫ヲ樹立シ長官ノ承認ヲ受クルコト

二 協議會ハ配給統制上必要ナル指示ヲ爲スコトヲ得ルコト
三 元賣組合ハ其ノ買受ケ又ハ販賣ノ委託ヲ受ケタル製品ヲ協議會ノ指示ニ依リ卸賣機關ニ販賣又ハ販賣ノ委託ヲ爲スコト
長官必要アリト認ムルトキハ農林省ニ對シ種類、數量ヲ限定シテ北聯ヲ通ジ單位組合ヲシテ配給セシムルコトアルコト
取引ハ荷爲替附トスルヲ原則トスルコト

四 製品ヲ原料又ハ材料トシテ物品ノ製造ヲ爲ス者ノ團體ニシテ長官ノ指定ヲ受ケタルモノハ元賣組合ヨリ製品ノ配給ヲ受クルコト

○水産加工關係團體機構整備ニ關スル通牒

(昭和十七年四月二十八日)
道廳通牒午食第六八〇號

各支廳長
各市町村長
營濟部長

標記ノ件ニ關シテハ二月一日午食第一二三號「水産物配給統制要綱ニ關スル件」通牒ヲ以テ一應其ノ整備方針ヲ明示シ置候處之ガ具體的實施方法トシテハ左記要綱ニ依ルモノニ有之候條此ノ旨貴管下(部内)漁業並ニ工業組合ニ示達相成ト共ニ早急之ガ整備ヲ了スル様特段ノ指導相成度追テ本件ニ關シ必要アル地方ニ對シテハ當廳ニ於テ現地指導致スベキニ付申添候

漁業組合並ニ工業組合機構整備要綱

- 一 「別記」市町村(加工地又ハ漁村)ニシテ特殊事情アリト認メラルル地)ニ於テハ左ニ依ルコト
- (一) 漁撈專業者ハ漁業組合ニ加入セシムルコト
 - (二) 加工專業者ハ工業組合ニ加入セシムルコト
 - (三) 漁撈、加工兼業者ニシテ「漁撈ガ主業ニシテ加工ガ副業ナル者及漁撈、加工ヲ同一程度ノ規模ニ於テ爲ス者」ハ漁業組合ニ加入セシムルコト
 - (四) 漁撈、加工兼業者ニシテ「加工ガ主業ニシテ漁撈ガ副業ナル者及漁業權ヲ有シ漁業組合ニ加入シ居ルモ自ラ漁撈ヲ爲サズシ

右ノ配給數量ハ豫メ長官ノ承認ヲ受クルコト
五 卸賣機關ハ元賣組合又ハ道外ヨリ買受ケ又ハ販賣ノ委託ヲ受ケタル製品(道外ヨリ移入者ヨリ買受ケタルモノヲ含ム)ヲ協議會ニ於テ定メタル道内ノ品目別、市町村別配給計畫ニ基キ小賣機關ニ販賣ノ委託ヲ爲スコト

六 各市町村ニ於ケル小賣機關ハ協議會ニ於テ決定セラレタル數量ノ製品ヲ卸賣機關ヨリ共同購入スルコト
此ノ場合一市町村内ニ各種ノ小賣機關(鮮魚小賣商業組合、食料品雜貨小賣商業組合、購買組合、購買會等)ガ並存スル場合ニハ當該市町村長ハ過去ノ取扱実績及消費者ノ利便等ヲ考慮シテ各小賣機關ノ取扱ノ率ヲ決定スルコト但シ數種ノ小賣機關並存スル場合ハ成ルベク代表荷受者ヲ定メ卸賣機關トシテ取引單一化ヲ計ルコト

七 北聯、北海道地區商業組合聯合會、又ハ北海道酒類食料品小賣商業組合聯合會ハ卸賣機關ニ對シ所屬組合ノ製品ノ買受代金支拂ノ責ヲ負フモ差支ナキコト但シ名目ノ如何ニ拘ラズ實費以外ノ金錢ヲ收受スルコトヲ得ザルコト

八 小賣機關ハ製品ノ共同購入ヲ爲シ之ヲ組合員ニ配給スル爲當該地ニ於ケル卸賣業者人的施設ヲ優先的ニ活用シ得ルコト
尙右ノ活用ガ困難ナル場合ハ所轄支廳長又ハ市長ニ申請シテ承認ヲ受クルコト

九 軍需、官需其ノ他長官ノ承認ヲ得タル用途ニ使用セララル場合ハ卸賣機關ヨリ直接販賣スルモ差支ナキコト

第五 輸出 統制
輸出製品ニ關シテハ協議會ニ於テ決定シタルモノヲ元賣組合ヨリ輸出機關ニ引渡スコト

テ加工ノミヲ爲ス者)ハ其ノ加工ノ部門ニ付工業組合ニ加入セシムルコト

- (五) 調味加工業者(漁業組合ノ共同製造ハ除ク)ハ(三)ノ場合ト雖モ其ノ資格ニ於テ工業組合ニ加入セシムルコト
- 二 「別記」以外ノ町村(純漁村ト看做ス)ニ於テハ左ニ依ルコト
 - (一) 調味加工業者(漁業組合ノ共同製造ハ除ク)ハ其ノ資格ニ於テ工業組合ニ加入セシムルコト
 - (二) 右以外ノ者ハ總テ漁業組合ニ加入セシムルコト

(註) 調味加工トハ砂糖、水飴、味噌、醬油等ヲ使用シテ加工スルヲ謂フ

「別記」

- (市ノ部) 札幌市、函館市、小樽市、旭川市、室蘭市、釧路市、帶廣市
- (町村ノ部)
 - 渡島支廳 森町、砂原村
 - 檜山支廳 江差町
 - 後志支廳 岩内町、壽都町、余市町
 - 留萌支廳 留萌町、増毛町
 - 宗谷支廳 稚内町
 - 網走支廳 網走町、紋別町
 - 釧路支廳 苫小牧町
 - 十勝支廳 浦河町
 - 根室支廳 廣尾村
 - 根室支廳 厚岸町、鳥取村

第四章 油 肥

●動物油肥配給統制規則

(昭和十七年九月十五日
農林省令第七十一號)

物資統制令ニ基キ動物油配給統制規則左ノ通定ム

第一條 物資統制令ニ依ル動物油脂ノ配給統制ニ付テハ本則ノ定ムル所ニ依ル

第二條 魚油其ノ他農林大臣ノ指定シタル動物油脂(油滓ヲ含ム以下特
定動物油脂ト稱ス)ノ製造(他人ニ委託シテ製造ヲ爲ス場合ヲ含ム以
下同ジ)ヲ業トスル者又ハ其ノ團體ハ其ノ製造シタル特定動物油脂ヲ
農林大臣ノ指定シタル集荷機關(以下集荷機關ト稱ス)及集荷機關ノ
指定シタル者以外ノ者ニ譲渡スコトヲ得ズ但シ左ニ掲グル場合ハ此ノ
限ニ在ラズ

一 第十條ノ規定ニ依リ同條ノ統制機關ニ賣渡ス場合

二 特別ノ事情ニ依リ農林大臣ノ許可ヲ受ケタル場合
集荷機關及前項ノ規定ニ依リ集荷機關ノ指定シタル者以外ノ者ハ特定
動物油脂ノ製造ヲ爲ス者又ハ其ノ團體ヨリ其ノ製造シタル特定動物油
脂ヲ譲受クルコトヲ得ズ但シ左ニ掲グル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

一 第十條ノ規定ニ依リ同條ノ統制機關ガ買受ケタル場合
二 前項但書ノ規定ニ依リ農林大臣ノ許可ヲ受ケテ譲渡スモノヲ譲受
タル場合

ノ指定シタル場合又ハ特別ノ事情ニ依リ農林大臣ノ許可ヲ受ケタル場
合ハ此ノ限ニ在ラズ

第六條 動物油脂ノ製造若ハ精製ヲ業トスル者又ハ其ノ團體ハ統制機關
ヨリ動物油脂ノ製造又ハ精製ニ關シ農林大臣ノ承認ヲ受ケタル特別ノ
指示アリタルトキハ其ノ指示ニ從ヒ動物油脂ノ製造又ハ精製ヲ爲スベ
シ

第七條 業務ニ關シ動物油脂ノ輸入若ハ移入ヲ爲ス者又ハ其ノ團體ハ其
ノ輸入シ又ハ移入シタル動物油脂ヲ運搬ナク統制機關ニ賣渡スベシ但
シ特別ノ事情ニ依リ農林大臣ノ許可ヲ受ケタル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

第八條 動物油脂ノ製造若ハ精製ヲ業トスル者、動物油脂ノ販賣其ノ他
賣渡ヲ業トスル者、轉賣ノ目的ヲ以テ動物油脂ヲ所有スル者又ハ此等
ノ者ノ團體ハ其ノ製造、精製又ハ取扱ニ係ル動物油脂ノ使用又ハ消費
スルコトヲ得ズ但シ農林大臣ノ指定シタル場合又ハ特別ノ事情ニ依リ
農林大臣ノ許可ヲ受ケタル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

第九條 動物油脂ノ販賣其ノ他賣渡ヲ業トスル者又ハ其ノ團體ハ統制機
關ヨリ動物油脂ノ販賣其ノ他配給ニ關シ農林大臣ノ承認ヲ受ケタル特
別ノ指示アリタルトキハ其ノ指示ニ從ヒ動物油脂ノ販賣其ノ他配給ヲ
爲スベシ

第十條 動物油脂ノ製造、精製若ハ販賣ヲ業トスル者、轉賣ノ目的ヲ以
テ動物油脂ヲ所有スル者又ハ此等ノ者ノ團體ハ其ノ製造、精製又ハ取
扱ニ係ル動物油脂ニ付統制機關ヨリ價格統制令第七條ノ規定ニ依リ
定ムル最高販賣價格又ハ同令第二條第一項但書ノ規定ニ依リ農林大臣
ノ許可ヲ受ケタル價格ニ依ル買入ノ申込アリタルトキハ其ノ申込ニ應
ジ之ヲ賣渡スベシ

四二

三 特別ノ事情ニ依リ農林大臣ノ許可ヲ受ケタル場合
集荷機關第一項ノ指定ヲ爲サントスルトキハ豫メ農林大臣ノ承認ヲ受
クベシ

第三條 前條第一項ノ規定ニ依リ集荷機關ノ指定シタル者ハ其ノ譲受ケ
タル特定動物油脂ヲ集荷機關以外ノ者ニ譲渡スルコトヲ得ズ
集荷機關ハ其ノ譲受ケタル特定動物油脂ヲ農林大臣ノ指定シタル統制
機關(以下統制機關ト稱ス)以外ノ者ニ譲渡スコトヲ得ズ但シ農林大
臣ノ指定シタル場合又ハ特別ノ事情ニ依リ農林大臣ノ許可ヲ受ケタル
場合ハ此ノ限ニ在ラズ

第四條 特定動物油脂ノ精製(他人ニ委託シテ精製ヲ爲ス場合ヲ含ム以
下同ジ)ヲ業トスル者、特定動物油脂以外ノ動物油脂ニシテ農林大臣
ノ指定シタルモノ(油滓ヲ含ム以下指定動物油脂ト稱ス)ノ製造若ハ
精製ヲ業トスル者又ハ此等ノ者ノ團體ハ其ノ精製シタル特定動物油脂
又ハ其ノ團體ハ其ノ製造シ又ハ精製シタル指定動物油脂ヲ統制機關以
外ノ者ニ譲渡スコトヲ得ズ但シ特別ノ事情ニ依リ農林大臣ノ許可ヲ受
ケタル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

統制機關以外ノ者ハ特定動物油脂ノ精製ヲ爲ス者ハ指定動物油脂ノ製
造若ハ精製ヲ爲ス者又ハ此等ノ者ノ團體ヨリ其ノ製造シ又ハ精製シタ
ル指定動物油脂ヲ譲受クルコトヲ得ズ但シ前項但書ノ規定ニ依リ農林
大臣ノ許可ヲ受ケテ譲渡スモノヲ譲受タル場合又ハ特別ノ事情ニ依リ
農林大臣ノ許可ヲ受ケタル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

第五條 特定動物油脂又ハ指定動物油脂(以下動物油脂ト總稱ス)ノ精
製ヲ業トスル者又ハ其ノ團體ハ統制機關ヨリ買受ケタルモノニ非ザレ
バ動物油脂ヲ其ノ精製ノ原料トシテ使用スルコトヲ得ズ但シ農林大臣

統制機關前項ノ規定ニ依リ買入ノ申込ヲ爲サントスルトキハ豫メ農林
大臣ノ許可ヲ受クベシ

第十一條 統制機關ハ其ノ取扱ニ係ル動物油脂ニ付配給計畫ヲ定メ豫農
林大臣ノ承認ヲ受クベシ

統制機關及集荷機關ハ毎月前月ニ於ケル業務ノ狀況ヲ農林大臣ニ報告
スベシ

第十二條 農林大臣必要アリト認ムルトキハ統制機關又ハ集荷機關ニ對
シ動物油脂ノ配給統制上必要ナル命令ヲ爲スコトアルベシ
地方長官必要アリト認ムルトキハ動物油脂ノ製造若ハ精製ヲ業トスル
者、動物油脂ノ販賣其ノ他賣渡ヲ業トスル者、業務上動物油脂ノ使用
若ハ消費ヲ爲ス者又ハ此等ノ者ノ團體ニ對シ動物油脂ノ譲渡、譲受、
使用又ハ消費ニ關シ一般的ニ物資統制令第九條、第十條、第十四條又
ハ第十五條ノ命令ヲ爲スコトヲ得

第十三條 地方長官必要アリト認ムルトキハ前條第二項ニ掲グル者ニ
付動物油脂ノ配給統制上必要ナル報告ヲ徴シ又ハ當該官吏ヲシテ工場
、事業場、店舗、倉庫其ノ他ノ場所ニ臨檢シ業務ノ狀況若ハ帳簿其ノ
他ノ物件ヲ検査セシムルコトヲ得
物資統制令第二十條第二項ノ規定ニ依ル證券ハ別記様式ニ依ル

附 記

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス
魚油配給統制規則ハ之ヲ廢止ス
魚油配給統制規則第七條ノ規定ニ依リ爲シタル承認ハ本則第十一條ノ規
定ニ依リ爲シタルモノト看做ス

四三

- 十一 頭干鰹
- 十二 鰹頭粕
- 十三 鰹魚飼料殘粕
- 十四 煮出粕
- 十五 八合粕
- 十六 烏賊、鮑及海貝類ノ搾粕
- 十七 烏賊、鮑及海鼠類ノ荒粕
- 十八 烏賊油粕
- 十九 イサダ(アミ)、海老、蟹、シヤコ及其ノ他ノ甲殻類ノ粕(殻粕ヲ含ム)
- 二十 ハツ手及ヒト手類ノ粕
- 二十一 鹽ノ蟲
- 二十二 肝油粕
- 二十三 魚粉末
- 二十四 魚類以外ノ海産動物(海獸ヲ除ク)ヲ原料トセル粉末(魚粉末ヲ混入セルモノヲ含ム)

◎農林省令第七十七號ニ依ル水産動物質肥料ノ販賣ヲ爲ス者ノ指定告示

(昭和十五年十二月二十一日農省第六百四十三號
昭和十六年三月十九日通告第五百五十一號
昭和十七年九月五日農省第五百九十三號改正)

昭和十五年農林省令第七十七號第一條第一項ノ規定ニ依リ同項ノ水産動物質肥料ノ販賣ヲ爲ス者左ノ通指定ス

昭和十五年八月農林省告示第三百八十八號ハ之ヲ廢示ス

漁業組合及漁業組合聯合會
産業組合及産業組合聯合會

○食料向鰹製品取扱ニ關スル通牒

(昭和十七年十月二十三日)
道廳通牒午農第四九號

各支廳長
各市町村長
經濟部 長

昭和十五年八月農林省令第七十七號第一條但書ノ規定ニ依ル許可ニ關スル件

昭和十六年十二月二日農林省令第九十七號ヲ以テ昭和十五年八月二十一日農林省令第七十七號(水産動物質肥料ノ賣渡命令)中一部改正(第一條中ニ但書ノ規定ヲ加ヘラレタリ)セラレ水産動物質肥料トシテ指定セラレタル製品ニテ肥料用以外ノ食用、醫藥用、其ノ他特殊用途向原料トシテ販賣セラルル場合ニ限リ收買ヨリ除外セラルコトト相成居候處右ノ内鰹製品中食糧向トシテ製造セラルル魚粉、板鰹等ノ製品ニ付テハ同製品ノ統制機關指定ニ至ル迄ノ暫定措置トシテ日本油肥販賣株式會社ヲシテ之ガ統制ニ當ラシメ前記省令第一條但書ノ規定ニ依ル許可申請書ハ右會社ニ於テ取願メ申請セシメ同會社ニ一括許可致スコトト決定セル旨農林省資材部長ヨリ通牒有之候條了知ノ上指導相成度

縣知事 殿

(一七資部第五〇九三號)
昭和十七年八月十八日
農林省資材部長

昭和十五年農林省令第七十七號第一條但書ニ依ル許可ニ關スル件

最近國民ノ營養食料品トシテ水産品ノ食料化問題顯著ナル情勢ニ伴ヒ偽シキ製品横行スル一方食料品ノ名ニ於テ肥料ノ統制ヲ脱セントスルモノ頗發ノ傾向ニ鑑ミ水産物配給統制規則ニ基クテ鰹製品ノ統制機關指定ニ至ル迄ノ間ノ差當リノ措置トシテ今般昭和十五年農林省令第七十七號(水産動物質肥料ノ賣渡命令)ニ係ル魚粉、壓搾煮干鰹、板鰹等中食料向トシテ製造サルル製品ニ付テハ當省食品局及水産局及資材部間ノ協議ニ依リ日本油肥販賣株式會社ヲシテ右製品ノ統制ニ當ラシムルコトト相成候處從而今後ハ製造業者ノ右省令第一條但書ニ依ル食料向許可申請書ハ右會社ニ於テ取願メ申請セシメ同會社ニ一括許可致スコトト相成候條右統制ノ趣旨御了承ノ上關係方面ニ對シ充分御指導相成度此段及通牒候也

追而現在昭和十五年農林省令第七十七號第一條但書ニ依ル許可申請書ヲ爲シ未通牒分ニ付テハ日本油肥販賣株式會社ニ對シ許可致ス數量中ヨリ考慮スルコトト致度尙本件ニ關シ別紙ノ通日本油肥販賣株式會社ニ通牒相成候條申添候

第五章 雜 海 藻

●北海道雜海藻及海藻灰出荷 統制規則

(昭和十七年八月十二日
北海道廳令第百九號)

北海道雜海藻及海藻灰出荷統制規則左ノ通定ム

- 第一條 昭和十七年農林省令第一號水産物配給統制規則第三條及昭和十七年北海道廳令第三十五號北海道水産物配給統制規則第二條ノ規定ニ依ル指定水産物以外ノ本道(北千島及中部千島ヲ除ク)産海藻ニシテ北海道廳長官(以下長官ト稱ス)ノ指定シタルモノ及海藻灰(以下指定品ト稱ス)ノ出荷ニ付テハ本令ノ定ムル所ニ依ル
- 第二條 指定品ノ生産者ハ左ニ掲グル場合ヲ除クノ外其ノ指定品ヲ生産地ニ於ケル漁業協同組合(以下組合ト稱ス)ニ販賣又ハ販賣ノ委託ヲ爲スベシ
- 一 肥料用トシテ自己ノ消費ニ充ツル場合
- 二 前條以外ノ自己ノ製造用トシテ北海道雜海藻需給調整協議會ノ承認ヲ受ケタル場合
- 三 特別ノ事由ニ因リ長官ノ許可ヲ受ケタル場合
- 第三條 組合ハ組合ノ生産ニ係ル指定品及前條ノ規定ニ依リ買受ケ又ハ販賣ノ委託ヲ受ケタル指定品ヲ左ニ掲グル場合ヲ除クノ外保證責任北海道漁業組合聯合會(以下道聯ト稱ス)ニ販賣又ハ販賣ノ委託ヲ爲ス

四八

- 一 肥料用以外ノ自己ノ製造用トシテ北海道雜海藻需給調整協議會ノ承認ヲ受ケタル場合
- 二 特別ノ事由ニ因リ長官ノ許可ヲ受ケタル場合
- 第四條 前二條ノ規定ニ依ル許可又ハ承認ノ申請ハ生産者在リテハ組合及道聯ヲ、組合ニ在リテハ道聯ヲ經由シ之ヲ提出スベシ
- 第五條 道聯ハ指定品ノ出荷計畫ヲ定メ長官ノ承認ヲ受クベシ之ヲ變更セントスルトキ亦同ジ
- 第六條 道聯前條ノ規定ニ依ル承認ヲ受ケタルトキハ其ノ計畫ニ基キ組合ニ對シ指定品ノ出荷ニ關シ必要ナル指圖ヲ爲スベシ
- 組合前項ノ指圖ヲ受ケタルトキハ之ニ從フベシ
- 第七條 組合前條第一項ノ規定ニ指ル指圖ヲ受ケタルトキハ其ノ指圖ニ基キ生産者ニ對シ指定品ノ出荷ニ關シ必要ナル指圖ヲ爲スベシ
- 生産者前項ノ指圖ヲ受ケタルトキハ之ニ從フベシ
- 第八條 道聯ハ第三條ノ規定ニ依リ買受ケ又ハ販賣ノ委託ヲ受ケタル指定品ヲ長官ノ指定シタル者以外ニ販賣シ又ハ販賣ノ委託ヲ爲スコトヲ得ズ但シ特別ノ事由ニ因リ長官ノ許可ヲ受ケタル場合ハ此ノ限ニ在ラズ
- 第九條 長官指定品ノ出荷統制上必要アリト認ムルトキハ道聯ニ對シ命令ヲ爲スコトアルベシ
- 第十條 本令ノ運用上必要ナル事項ヲ調査審議スル爲北海道雜海藻需給調整協議會(以下協議會ト稱ス)ヲ設ク
- 協議會ニ關スル規程ハ長官別ニ之ヲ定ム
- 第十一條 第二條、第三條及第六條乃至第九條ノ規定ニ違反シタル者ハ

◎北海道雜海藻出荷統制規則 ニ依ル指定告示

(昭和十七年八月十二日
北海道廳告示第一三九一號)

- 北海道雜海藻及海藻灰出荷統制規則第一條ノ規定ニ依リ海藻左ノ通指定ス
- 北海道水産物検査規則適用外ノ褐藻類(ひじき、まつもヲ除ク)及紅藻類中ふじまつも屬

拘留又ハ科料ニ處ス

本令ニ依ル義務者ハ其ノ代理人、戸主、家族、同居人、雇人其ノ他ノ從業者ガ本令ニ違反シタル場合ト雖モ自己ノ指揮ニ出デザルノ故ヲ以テ處罰ヲ免ルルコトヲ得ズ

第一項ノ規定ハ其ノ者ガ法人ナルトキハ其ノ代表者ニ、未成年者又ハ禁治産者ナルトキハ其ノ法定代理人ニ之ヲ適用ス但シ營業ニ關シ成年者ト同一ノ能力ヲ有スル未成年者ニ付テハ此ノ限ニ在ラズ

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

◎北海道雜海藻需給調整協議會 規程

(昭和十七年九月九日)
北海道廳告示第一五四六號

北海道雜海藻需給調整協議會規程左ノ通定ム

- 第一條 北海道廳内ニ北海道雜海藻需給調整協議會(以下協議會ト稱ス)ヲ置ク
- 第二條 協議會ハ雜海藻及海藻灰(以下指定品ト稱ス)ノ出荷及資材配給ノ適正並ニ取引價格ノ公正其ノ他需給調整ヲ圖ルヲ以テ目的トシ左ノ事業ヲ行フ
 - 一 指定品ノ出荷及資材配給ノ適正並ニ取引ノ指導
 - 二 指定品ノ取引價格ノ指導
 - 三 指定品肥料用以外ノ自己製造ノ調査並ニ承認
 - 四 指定品ノ生産並ニ製造ニ關シ必要ナル事項ノ調査審議
 - 五 其ノ他指定品ノ需給調整上必設ナル事項ノ調査審議
- 第三條 協議會ハ會長一人、副會長二人、理事若干人ヲ以テ之ヲ組織ス
- 第四條 會長ハ北海道廳經濟部長、副會長ノ中一人ハ北海道廳水産課長ヲ以テ之ニ充ツ
- 副會長ノ中一人及理事ハ指定品ノ出荷並ニ北海道雜海藻及海藻灰出荷統制規則第八條ノ規定ニ依リ北海道廳長官ノ指定シタル團體及學識經驗アル者ノ中ヨリ北海道廳長官之ヲ任命又ハ委嘱ス

五〇

- 第五條 會長ハ會務ヲ總理ス
副會長ハ會長ヲ補佐シ會長事故アルトキハ豫メ會長ノ定メタル順位ニ依リ之ヲ代理ス
會長副會長共ニ事故アルトキハ豫メ會長ノ指名シタル者其ノ職務ヲ代理ス
- 理事ハ協議會ノ事業ニ付之ヲ評議ス
- 第六條 協議會ニ幹事及書記若干人ヲ置ク
幹事出荷統制ニ關係アル官吏及關係團體ノ役職員中ヨリ會長之ヲ任命又ハ委嘱ス
書記ハ關係團體職員其ノ他適當ナル者ノ中ヨリ會長之ヲ委嘱ス
幹事ハ會長ノ指揮ヲ承ケ事務ヲ掌理ス
書記ハ上司ノ指揮ヲ承ケ庶務ニ従事ス
- 第七條 協議會ノ經費ハ會長ノ定ムル所ニ依リ關係團體ノ負擔及其ノ他ノ收入ニ依ル

○出荷統制雜海藻名稱ニ關スル通牒

(昭和十七年九月四日)
道廳通牒午水第一八五四號

沿海各支廳長
沿海各市町村長
沿海各警察署長

經濟部
警察部長

昭和十七年八月十二日北海道廳告示第千三百九十一號ヲ以テ北海道雜海藻及海藻灰出荷統制規則ニ依ル海藻指定スルト共ニ同日本號ヲ以テ海藻類ノ出荷統制取扱方針ニ關シ通牒致シ置候處之ガ品名ノ内容ハ多種ニ互ルヲ以テ主要ノモノ左記ニ列記シタルニ付了知ノ上然ルベク指導相成度

記

- 一 北海道水産物検査規則適用外ノ褐藻類(ひじき、まつもヲ除ク)トハ左ヲ謂フ
かやものり、つるも、つるあらめ、おにわかめ(かいろつば)、うがのもく、ほんだわら(いそもく、おぼはもく、うみとらのを、ふしすじもく)、えぞいしげ、ひばまた、すぢめ(ぎらめ)、北海道水産物検査規則ニ依ル検査標準ニ該當セザルこんぶ、わかめ、ちがいそ等ニシテ單一種及混同ヲ問ハズ

二 紅藻類ふじまつも科海藻トハ左ヲ謂フ

ふじまつも、いとふじまつも、はげざきのこぎり、ひば等ニシテ單

一種及混合ヲ問ハズ

三 海藻灰トハ左ヲ謂フ

前記一ノ海藻類ヲ灰化セルモノ

四 生産上ノ留意事項左ノ通トス

乾燥ヲ良好ナラシメ砂其ノ他異物ノ混入少キ様極力留意シ且灰化ニ際リテハ有效成分ノ放出ヲ防止シ原料品質ノ向上ヲ期スルコト

五一

○北海道雜海藻及海藻類出荷統制取扱方針ニ關スル通牒

(昭和十七年八月十二日)
道廳通牒午水第一八五四號

沿海各支廳長
沿海各支町村長
沿海各警察署長

警 察 部 長

鹽化加里、沃度等ノ増産ハ益重要性ヲ加ヘ其ノ主要原料タル海藻類ヲ確保スルノ必要上日本北海道廳令第九號ヲ以テ北海道雜海藻及海藻灰出荷統制規則公布セラレ左記ニ依リ原料品ノ不法流出ノ抑制並ニ道内ニ於ケル需給調整ヲ圖ルコトト相成候條然ルベク指導(取締)相成度

記

北海道雜海藻及海藻灰出荷統制取扱方針

- 一 指定雜海藻及海藻灰(以下指定品ト稱ス)
 - (一) 北海道水産物検査規則適用外ノ褐藻類(ひじき、まつもろ除ク)及紅藻類中ふじまつも屬但しふじまつも屬ハ褐藻ヲ混入セザルモノトス
 - (二) 褐藻類原料トスル海藻灰
- 二 出荷機關

漁業協同組合(以下組合ト稱ス)及保證責任北海道漁業組合聯合會(以下道聯ト稱ス)

三 統制機關

北海道雜海藻需給調整協議會(以下協議會ト稱ス)
北海道ニ於ケル雜海藻ノ出荷ノ適正並ニ取引價格ノ公正其ノ他需給調整ヲ圖ル爲長官監督ノ下ニ協議會ヲ設クルモノトス

(一) 構 成 員

- 1 道 聯
- 2 加里沃度製造業者團體
- 3 其ノ他長官ノ指名シタル者

(二) 役 員

- 1 會 長 經濟部長ヲ推戴スルコト
- 2 副 會 長 二名(内一名ハ水産課長ヲ推戴スルコト)
- 3 理 事 若干名

(三) 事 業

- 1 指定品ノ出荷及資材配給ノ適正並ニ取引ノ指導
- 2 指定品ノ取引價格ノ指導
- 3 指定品ノ肥料外自己製造ノ調査並ニ承認
- 4 指定品ノ生産並ニ製造ニ關シ必要ナル事項ノ調査審議
- 5 其ノ他指定品ノ需給調整上必要ナル事項ノ調査審議

(四) 經 費

團體タル會員之ヲ負擔スルコト

四 出荷統制

- (一) 組合ハ別記乙號様式ニ依リ指定品ノ生産計畫ヲ定メ道聯ニ提出スルコト
- (二) 道聯ハ右生産計畫ニ基キ別記丙號様式ニ依リ其ノ出荷計畫ヲ定メ長官ノ承認ヲ受クルコト
- (三) 道聯ハ長官ノ承認ヲ受ケタル出荷計畫ニ基キ組合ニ對シ必要ナル指圖ヲ爲スコト
- (四) 組合ハ右ノ指圖ニ從フコト
- (五) 指定品ノ生産者ハ其ノ生産地ノ組合ニ右指定品ノ販賣又ハ販賣ノ委託ヲ爲スコト
- (六) 組合ハ組合ノ生産ニ係ル指定品及其ノ買受ケ又ハ販賣ノ委託ヲ受ケタル指定品ヲ道聯ヘ販賣又ハ販賣ノ委託ヲ爲スコト
- (七) 生産者指定品ヲ規則第二條第一號以外ノ自己製造用ニ供センガ爲協議會ノ承認ヲ受ケタル場合ハ前二項ニ規定スル受渡ヲ要セザルコト(承認申請ノ様式ハ別記甲號ニ依ルコト)
- (八) 道聯ハ其ノ買受ケ又ハ販賣ノ委託ヲ受ケタル指定品ヲ長官ノ指定シタル者ニ産地濱渡シヲ以テ販賣ノコト但シ受渡場所其ノ他特別ノ事由アル場合ハ兩者ノ協定ニ依ルコト
- (九) 組合ハ毎月十日迄ニ前月ノ出荷狀況ヲ生産計畫ノ様式ニ準ジ道聯ニ報告スルコト
- (十) 道聯ハ事業年度終了後一箇月以内ニ其ノ年度ニ於ケル事業概況ヲ長官ニ報告スルコト

(別 記)

甲 號 様 式

自己用雜海藻及海藻灰消費承認申請書

銘柄	數量	生産時期	使用期間	評價額	用途	備考
	買	月 旬	月 旬	圓		
計						

右北海道雜海藻及海藻灰出荷統制規則第二條第一項第二號ノ規定ニ依リ此段及申請候也

年 月 日

申請人 住 所

氏 名 印

北海道雜海藻需給調整協議會長殿

乙 號 様 式

生産計畫報告書

昭和 年 第 期

雜海藻及海藻灰生産計畫

機 關 名

海 藻

海 藻 灰

買 収 名

五三

431
57

區域ト爲スコト

- (三) 統制區域内ニ於ケル漁業、製造、販賣ハ合同又ハ共同經營トナシ其ノ經濟ハ總テ一計算トスルコト
 - (四) 漁船、漁舎、製造加工場、倉庫其ノ他設備ノ所有權ハ成ルベク從前通各個人ノ所有トシ經營ハ借受ノ方法ニ依リ行フコト
 - (五) 漁業許可ハ連名ニテ受ケシムルコト
 - (六) 事業經營ハ總テ從前ノ關係者ニテ行フコト
 - (七) 左ノ事項ニ付テハ漁業組合若ハ當該都會ニ於テ之ヲ定メ勵行セシムルコト
 - 1 資材ノ配分及著業船ノ決定
 - 2 操業期間ノ短縮適種漁船ノ使用、荒天時ノ出漁禁止、其ノ他操業上ノ統制方法
 - 3 勞務者ノ雇傭、製造、販賣ノ方法
 - 4 其ノ他統制上必要ナル事項
- 四 組織方法
- 當該漁業組合長ニ計畫セシメ當廳ノ承認ヲ經テ實施セシム

昭和十七年十一月二十日印刷納本
昭和十七年十一月三十日發行

編輯人 佐藤 一 郎
印刷人 須田 多 四 郎
印刷所 札幌市北二條東一丁目三番地 電話二三八一番
須田印刷所 札幌市北二條東一丁目三番地 電話二三八一番

發行人
札幌市北三條西七丁目一番地 北海道漁業組合聯合會
札幌市北三條西一丁目一番地 北海道水産製品工業組合聯合會
札幌市南二條西一丁目三番地 北海道水産製品元賣組合
札幌市南三條西三丁目十四番地 北海道鮮魚介配給統制協會
札幌市北三條西一丁目一番地 北海道水産會

發行所 札幌市北三條西七丁目一番地 北海道漁業組合聯合會

終

